

**北海道開発局入札談合事案に係る
再発防止対策検討委員会報告書**

平成21年4月28日

国 土 交 通 省

目 次

| | 頁 |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第 1 章 裁判の概要と調査結果 | |
| I 事案の概要と経緯 | 2 |
| II 公判の経緯及び概要 | 4 |
| III 事情聴取の概要 | 9 |
| IV 企業アンケート調査結果 | 27 |
| V 技術審査等に関する実態調査結果 | 40 |
| 第 2 章 北海道開発局における組織運営及び業務執行の現状 | |
| I 北海道開発局における意思の決定及び伝達の仕組 | 43 |
| II 北海道開発局における工事発注業務の現状 | 45 |
| III 北海道開発局における人事管理及び再就職管理の現状 | 47 |
| IV これまでの談合防止への取組状況 | 48 |
| 第 3 章 背景・原因に関する考察と改善の方向性 | |
| I 動機 | 49 |
| II 北海道開発局における業務管理及び人事管理 | 50 |
| III これまでの再発防止対策への取組 | 52 |
| 第 4 章 再発防止対策 | |
| I 北海道開発局における内部統制及びコンプライアンスの強化 | 55 |
| II 北海道開発局における職員の再就職のあり方の見直し | 61 |
| III 北海道開発局を取り巻く環境の改善 | 61 |

はじめに

平成20年5月13日、北海道開発局の開発建設部が発注する農業土木工事に関して、同局職員2名及び元職員が競売入札妨害容疑で逮捕された。このため、同月15日、北海道開発局長を委員長とする「北海道開発局における競売入札妨害事件調査検討委員会」を設置し、事実関係の調査及び再発防止対策の検討を進めていたところ、同年6月16日、同局の石狩川開発建設部が発注する河川改修工事に関して、国土交通省北海道局長(当時)及び北海道開発局元職員が談合容疑で逮捕された。

国土交通省としては、これまでにも水門談合事案等の発生を踏まえ、入札談合防止に向けた累次にわたる再発防止対策を講じてきたところであるが、北海道開発局の現職幹部らの逮捕・起訴に続き、同局を監督すべき重責を担う本省の現職の北海道局長が逮捕・起訴されたことは、誠に遺憾であり、国土交通行政に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な事態である。

このため、冬柴国土交通大臣(当時)の指示の下、本事案に係る事実関係の調査、背景・原因の解明及び再発防止対策の検討を全省的な体制の下に行うべく、外部有識者の参画する「北海道開発局入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を6月24日に設置し、関係者への事情聴取、企業へのアンケート調査等を実施してきた。また、委員会では、本事案が幹部職員の談合への関与という事態であることに加え、北海道開発局における組織統制の状況なども踏まえて、背景・原因等を考察し、再発防止対策を検討した。結果、その時点では、元北海道局長の公判は開始されておらず、判決が出るまでには今しばらく時間を要すると思われたが、一日も早く国民の信頼を回復するためには、再発防止対策を早急に実施する必要があることから、裁判や調査等の結果を基に再発防止対策を策定し、昨年12月17日に中間報告として取りまとめ、本年2月には「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」を策定するなど、再発防止対策の実施に取り組んでいる。

元北海道局長の公判は、昨年12月22日から計4回開催されたが、判決が確定し、調査も終了したことから、今般、北海道開発局を巡る一連の入札談合事案に係る報告をとりまとめた。

今後、談合は絶対に容認しないという強い決意の下、国民の皆様方からの信頼回復に努めるべく、引き続き、再発防止対策について省を挙げて徹底していくこととする。

第1章 裁判の概要と調査結果

I 事案の概要と経緯

1 農業土木工事関連事案の概要

平成20年5月13日、下記の北海道開発局（以下「開発局」という。）の職員及び開発局の元職員（以下「元職員」という。）3名が、開発局発注の農業土木工事に関する競売入札妨害容疑で札幌地方検察庁（以下「札幌地検」という。）に逮捕された。

森 繁 元農業水産部長（平成19年7月退職）

永井良房 農林水産省東海農政局付（逮捕時）

前農業水産部農業設計課長（平成18年8月まで在職）

表 雅英 農業水産部農業調査課長（逮捕時）

6月3日、札幌地検は、上記3名を起訴（公判請求）し、併せて、落札業者に再就職していた元職員4名を談合罪で略式起訴した。その後、7月29日に第1回公判が開かれ即日結審し、8月28日に上記3名に対し、懲役1年6月から1年2月までの執行猶予付き有罪判決が言い渡された（確定済み）。

なお、対象工事は、以下の4件である。

(1) 空知中央地区大願幹線用水路工事（平成18年2月 札幌開発建設部発注）

(2) 篠津中央地区北11号右岸排水路外一連工事（平成18年6月 札幌開発建設部発注）

(3) 札内川第二（二期）地区東栄第1号配水幹線用水路南5線工区工事（平成19年7月 帯広開発建設部発注）

(4) 勇払東部（一期）地区富野用水路上野南工区工事（平成19年8月 室蘭開発建設部発注）

2 河川改修工事関連事案の概要

平成20年6月16日、国土交通省品川守北海道局長（6月17日付同省大臣官房付 7月4日付起訴休職）及び落札業者に再就職していた元職員2名が、開発局発注の河川改修工事に関する談合容疑で札幌地検により逮捕された。

7月4日、札幌地検は、上記3名を起訴（公判請求）し、併せて、落札業者に再就職していた他の元職員3名を談合罪で在宅起訴（公判請求）した。9月5日から公判が順次行われ、9月29日には元職員2名に対して、10月16日には元職員3名に対して、懲役1年6月から10月までの執行猶予付きの有罪判決が言い渡された（確定済み）。品川元北海道局長については、12月22日、平成21年1月26日、2月17日と3回にわたり公判が行われ、3月13日に懲役1年2月の執行猶予付の有罪判決が言い渡された（確定済み）。

なお、対象工事は開発局石狩川開発建設部（以下「石狩川開発建設部」という。）が発注した石狩川改修工事のうち、以下の4件である。

(1) 幾春別川新水路旧美唄川切替工事（平成17年9月発注）

(2) 袋地樋門工事（平成17年10月発注）

- うらうす
(3) 浦臼築堤外工事 (平成18年3月発注)
(4) 産化美唄川築堤外工事 (平成19年3月発注)

3 国土交通省の対応

- (1) 開発局に「北海道開発局における競売入札妨害事件調査検討委員会」を設置（5月15日）
- (2) 上記委員会で「入札契約手続きに係る当面の対応」を決定（5月20日）
- (3) 談合罪で起訴されていた開発局の職員2名（永井、表）に対し、懲戒免職処分を発令（6月20日）
- (4) 国土交通省に「北海道開発局入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置（6月24日）
- (5) 「北海道開発局入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を開催（第1回6月26日、第2回8月19日、第3回12月17日）
- (6) 調査の実施（内容は後述）
 - ① 関係者の事情聴取
 - ② 企業アンケート調査
 - ③ 技術審査等に関する実態調査
- (7) 「北海道開発局入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会中間報告書」公表（12月17日）
- (8) 開発局が「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」を策定（平成21年2月27日）
- (9) 談合罪で有罪判決を受けた品川元北海道局長に対し、懲戒免職処分を発令。また、農業土木工事の談合事案に関与した開発局職員9名に対し、懲戒処分を発令（3月24日）
- (10) 「北海道開発局入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会報告書」公表（4月28日）

II 公判の経緯及び概要

1 農業土木工事関係

(1) 逮捕から公判までの経緯

平成20年

5月13日 開発局職員等3名（森、永井、表）が競売入札妨害容疑で札幌地検により逮捕

6月3日 札幌地検が前記3名を談合罪で起訴（公判請求）、併せて落札業者に再就職していた元職員4名（本山、横田、蓑島、遠藤）を談合罪で略式起訴

6月20日 逮捕・起訴された職員2名（永井、表）を懲戒免職処分

7月29日 公判（即日結審）

8月28日 判決（森、永井、表）

※判決確定（森、永井、表）は9月12日。

(2) 判決及び判決理由の内容

① 罪となるべき事実にかかる内容

永井は、平成18年2月及び6月入札の2件の農業土木工事に関し、建設会社に再就職していた元職員本山、横田及び入札に参加した建設会社の営業担当者らと共に謀の上、公の入札の公正な価格を害する目的で談合した。

森及び表は、平成19年7月及び8月入札の2件の農業土木工事に関し、建設会社に再就職していた元職員本山、横田、蓑島及び遠藤並びに入札に参加した建設会社の営業担当者らと共に謀の上、公の入札の公正な価格を害する目的で談合した。

② 犯罪の経緯について

開発局の農業部門では、遅くとも昭和50年代から、開発局の各開発建設部の幹部職員らが受注させる建設業者をあらかじめ割り付け、同建設業者に伝えるなど、建設業者間の談合を主導してきた。

平成14年には、開発局港湾空港部が所管する工事の発注について、開発局職員が受注企業を決めて談合を主導しているなどといった指摘がなされたことを契機として、国土交通省から工事発注事務の改善等に関する指示がなされた。

このため、従来の方法で割付や伝達を行うことが困難となつたが、その際も、当時の開発局農業水産部長（以下「農業水産部長」という。）

が中心となって、農業部門の幹部職員と建設会社に再就職していた同部門の元職員とが連携して企業の割付と伝達を行う手法を考案し、談合の主導を継続してきた。

その際、幹部職員らは、定年前に早期退職した元職員を雇用している建設業者に優先的に工事を割り付けることにより、職員の再就職先を確保してきた。他方建設業者としても、割付に従って談合を行うことにより、一定の工事を確実に受注できるとともに、高い入札価格で落札できるという利点があった。

開発局農業水産部（以下「農業水産部」という。）の筆頭格の課長である農業設計課長であった永井は、上司の農業水産部長から談合に関する業務を平成16年6月ころ引き継ぎ、工事を受注させる建設会社の割付を行った上、建設会社に再就職していた元職員4名（本山、横田、蓑島及び遠藤）を介し、建設会社に割付結果を伝えるなどした。

さらに、入札制度改革により入札参加業者名が事前に公表されなくなった後は、企業間の談合を容易にするため、開発局開発建設部の次長らを通じて、工事を割り当てた企業に入札に参加する他企業名を知らせ、改革を骨抜きにしてまで談合を主導し続けた。

平成17年4月に開発局の農業部門のトップである農業水産部長に就任した森は、永井から上記のような談合に関する業務を行っている旨の報告を受けて、これを了承するとともに、永井が異動するにあたり、その業務を開発局札幌開発建設部（以下「札幌開発建設部」という。）の次長であった表に担当させることとした。

表は、入札に参加する他企業名を知らせることを避けて地域等で分類した会社数を知らせることにするなど、若干の変更を加えながらも、永井が行っていたのと同様の談合に関する業務を行い、森は、表に隨時指導を与えるなどして、談合の主導を続けた。

表－1 農業土木工事関係起訴対象者

| 氏名 | 行為時職名 | 最終官職 | 判決 |
|-------|--------------------|----------------|---------|
| 森 繁 | 農業水産部長 | 農業水産部長 | 懲役1年6月 |
| 永井良房 | 農業水産部農業設計課長 | 農業水産部付 | 懲役1年6月 |
| 表 雅英 | 札幌開発建設部次長 | 農業水産部付 | 懲役1年2月 |
| 本山英敬 | 前田建設工業(株)北海道支店技術顧問 | 開発局開発監理部開発調査課長 | 罰金100万円 |
| 横田昌治郎 | 北海土木工業(株)代表取締役社長 | 開発局釧路開発建設部長 | 罰金100万円 |
| 蓑島雅登 | 高橋建設(株)代表取締役副社長 | 農業水産部付 | 罰金100万円 |
| 遠藤 優 | 新谷建設(株)代表取締役副社長 | 開発局網走開発建設部長 | 罰金100万円 |

※) 懲役の3名は、いずれも執行猶予（3年）が付されている（確定済み）。

2 河川改修工事関係

（1）逮捕から公判までの経緯

平成20年

6月16日 国土交通省北海道局長（品川）及び落札業者に再就職していた元職員2名（高橋、任田）が談合容疑で札幌地検により逮捕

7月4日 前記3名を談合罪で起訴（公判請求）、併せて落札業者に再就職していた元職員3名（岩木、塩谷、近藤）を談合罪で在宅起訴（公判請求）

9月5日 公判（任田、塩谷、即日結審）

9月24日 公判（岩木、即日結審）

9月25日 公判（高橋、近藤、即日結審）

9月29日 判決（任田、塩谷）

10月16日 判決（高橋、岩木、近藤）

12月22日 公判（品川、第1回）

※公判前整理手続きを経て実施。

平成21年

1月26日 公判（品川、第2回）

2月17日 公判（品川、第3回、結審）

3月13日 判決（品川）

※ 判決確定は次のとおり。

【平成20年】

9月30日（任田）、10月14日（塩谷）、10月17日（近藤）、10月27日（高橋、岩木）

【平成21年】

3月28日（品川）

（2）判決及び判決理由の内容

① 犯罪事実にかかる内容

建設会社に再就職していた元職員高橋、任田、岩木及び塩谷は、平成17年9月及び10月入札の2件の河川改修工事に関し、同開発建設部長であった品川及び入札に参加した建設会社の営業担当者らと共に謀の上、公の入札の公正な価格を害する目的で談合した。

建設会社に再就職していた元職員高橋、任田、岩木、塩谷及び近藤（平成19年3月のみ）は、平成18年3月及び平成19年3月入札

の2件の河川改修工事に関し、入札に参加した建設会社の営業担当者らと共に謀の上、公の入札の公正な価格を害する目的で談合した。

② 犯罪の経緯について

開発局の河川部門では、遅くとも昭和50年代から、開発局開発建設部の幹部職員らが受注させる建設会社をあらかじめ割り付け、同会社に伝えるなど、建設会社間の談合を主導してきた。

平成14年には、開発局港湾空港部が所管する工事の発注について、開発局職員が受注企業を決めて談合を主導しているなどといった指摘がなされたことを契機として、国土交通省から工事発注事務の改善等に関する指示がなされた。

このため、従来の方法による割付や伝達を行うことが困難となり、その際、石狩川開発建設部では当時の同開発建設部長が中心となって、建設会社に再就職していた河川部門の元職員4名（高橋、任田、岩木及び塩谷）が割付の原案を作成し、同開発建設部長のチェックを経て、同元職員4名が割付結果を建設会社に伝達するという手法を考案し、同開発建設部長、同元職員4名が連携して談合を主導していた。

談合に関与したのは、地域の建設業界の秩序維持等を図るためのほか、開発局河川部門の後輩職員の再就職先を確保し、また、元職員の再就職先での立場を守るため、さらには、自分たちが勤める建設会社に優先的に受注したい工事を割り付けてその利益を確保するためである。

同元職員4名は当初、同開発建設部長や、その指示を受けた同開発建設部の幹部職員から同開発建設部が競争入札に付す予定の工事の情報その他必要な情報を得て、割付の原案を作成し、同開発建設部長のチェックを受けた上で、その割付結果を建設会社に伝達している。

平成15年7月に同開発建設部長に就任した品川は、前任者からの引継を受け、同様に談合に関与した。

また、元職員4名は、入札制度改革により、入札参加企業名が事前に公表されなくなった工事について、談合を容易にするため、同開発建設部長からそれらの工事の入札参加企業名の情報を得て、工事を割り付けた会社に伝えることもしている。

その後、平成17年8月に就任した同開発建設部長は、前任者らと異なり、談合に関与することを拒絶した。

しかし、それまで談合に関与していた同元職員4名は、自分たちの主導による談合を続ける必要があると考えて、同開発建設部が競争入札に付す予定の工事の情報や入札参加企業名の情報などについて、開発局の

外郭団体に再就職し、これら情報を把握できる立場にあった元職員らを通じてその情報を得るなど同開発建設部長の関与なしで、割付や伝達を行う形で次のように談合の主導を継続していた。

表－2 河川改修工事関係起訴対象者

| 氏名 | 行為時職名 | 最終官職 | 判決 |
|------|--------------------------|----------------------|--------|
| 品川 守 | 石狩川開発建設部長 | 国土交通大臣官房付 | 懲役1年2月 |
| 高橋繁樹 | タカハタ建設(株)取締役会長 | 石狩川開発建設部長 | 懲役1年6月 |
| 任田正猛 | 岩田建設(株)執行役員技術管理部長 | 石狩川開発建設部次長 | 懲役1年6月 |
| 岩木貞夫 | タカハタ建設(株)専務取締役札幌支店長 | 石狩川開発建設部滻川 河川事務所長 | 懲役1年2月 |
| 塩谷正美 | (株)中山組常務取締役 | 石狩川開発建設部札幌 河川事務所長 | 懲役1年2月 |
| 近藤幸雄 | 伊藤組土建(株)第二営業部参事・担当 部長 | 石狩川開発建設部次長 | 懲役10月 |

※) いずれも執行猶予（3年）が付されている（確定済み）。

III 事情聴取の概要

本事案の解明と再発防止対策の検討に資するため、検察当局の捜査状況及び裁判の進展を踏まえながら、職員及び元職員等に対し、事実関係について自主調査を行った。その結果は以下のとおりである。

1 調査目的及び対象者

今回の事案についての事実関係の確認、発生に至った経緯及びそれに関連する状況などを調査するため、①起訴された職員等、②起訴対象工事の発注事務関係職員及び③当該工事の入札参加企業の社員を、また、関連する周辺状況について幅広く調べるため、④開発局幹部等職員等、⑤開発局発注工事の受注企業に在職する元職員について対象とした。

また、裁判の進展等に応じて調査する必要が生じた者についても隨時調査の対象に加え、その結果、総計672名について事情聴取を行った。

表－3 調査対象者

| | 区分 | 人数 | |
|-----------|--|-------|----|
| | | 有識者参画 | |
| 起訴対象工事関係者 | ① 起訴された職員等 | 13 | 10 |
| | ア 農業土木工事 | 7 | 5 |
| | イ 河川改修工事 | 6 | 5 |
| | ② 起訴対象工事に係る発注事務関係職員等 | 118 | 9 |
| | ア 農業土木工事 | 77 | 5 |
| | イ 河川改修工事 | 41 | 4 |
| | ③ 当該工事の入札参加企業の社員(元職員含む。) | 155 | 0 |
| | ア 農業土木工事 | 66 | 0 |
| | イ 河川改修工事 | 89 | 0 |
| その他工事関係者 | ④ 開発局幹部等職員等(平成17年度～現在) ・ 開発局長、次長、各部長、各事業関係課長、各開発建設部長、事業担当次長等 | 282 | 14 |
| | ⑤ 開発局発注工事の受注企業に在職する元職員 ・ 平成17年度～19年度の各部門毎の受注額上位50社を対象 ・ 開発建設部次長相当職以上で退職した者 | 60 | 0 |
| | ⑥ ①～⑤の調査及び裁判の進展により調査する必要が生じた者 | 44 | 4 |
| その他 | ア 農業土木工事 | 12 | 3 |
| | イ 河川改修工事 | 32 | 1 |
| 合 計 | | 672 | 37 |

2 調査項目

下記に掲げる調査項目を基本としつつ、相手方の属性に応じて具体的な質問項目を用意し、聴き取り調査を実施した。その際、公判の進展に応じ、個別の質問項目については、隨時見直し又は補完しながら調査を実施した。

【調査項目】

- (1) 職員等の開発局在職当時の業務内容（公共工事に係る入札契約関連）
- (2) 職員等が他の職員や企業の社員と行った接触、情報交換
 - ① 情報の提供（年間発注計画、予定価格等、競争参加資格、総合評価等のうち未公表のもの）
 - ② 落札予定者の決定及び落札予定者案の承認（実行、働きかけ、引継ぎ）
 - ③ ②の行為の実施・継続の依頼（働きかけ、指示、引継ぎ）
 - ④ その他の接触や情報交換
- (3) 他の者が不正行為に関与した事実
- (4) 起訴対象工事に係る入札参加企業の事案への関わり
- (5) 事案に対する認識
- (6) 談合に関する基本認識

なお、起訴された者については、上記調査項目に加えて、公訴事実の確認の他その動機・目的についても調査を実施した。

3 調査の実施体制等

国土交通省内の行政監察の責任者である総括監察官が責任者となり、開発局の首席監察官等が現地責任者となって、調査対象者の任意の協力の下、原則、個人との面談により事情を聴取する手法により事実関係の調査を実施した。

その際に、聴取項目選定や取りまとめ等について有識者委員より指導して頂くとともに逮捕・起訴された職員等や開発局幹部等職員等に係る調査については有識者委員に同席して頂いた。

4 事情聴取結果の概要

(1) 起訴対象工事について

農業土木工事に関しては平成18年2月から平成19年8月の間の4件の工事が、河川改修工事に関しては平成17年9月から平成19年3月の間の4件の工事が今回の事案の対象となっている。

入札方式については、開発局では、平成17年10月から、「入札談合の再発防止対策について」（平成17年8月国土交通事務次官通達）に基づき、一般競争入札方式の適用拡大を図っている。

落札率を見ると農業土木工事関係、河川改修工事関係いずれも95%前後となっており、同分野の一般土木工事平均落札率と比較すると、農業土木工事では、平成18年2月入札の工事を除き同年度の平均落札率とほぼ等しく、河川改修工事では、いずれも若干（2～3%程度）高くなっている。

また、平成17年度～19年度の各年度における一般土木工事の1工事当たり入札参加企業数は、農業土木工事では8.6、6.2、6.1、河川改修工事では9.8、8.6、8.4となっている。

表－4 起訴対象工事一覧（農業土木工事関係）

| 工事名 | 入札方式 | 入札日 | 入札 参加数 | 落札率(%) | 発注機関 |
|--------------------------------|---------|------------|-----------|--------|---------|
| 空知中央地区大願幹線用水路工事 | 公募型指名競争 | 平成18年2月23日 | 4 | 93.05 | 札幌開発建設部 |
| 篠津中央地区北11号右岸排水路外一連工事 | 一般競争 | 平成18年6月29日 | 3 | 95.79 | 札幌開発建設部 |
| 札内川第二(二期)地区東栄第1号配水幹線用水路南5線工区工事 | 一般競争 | 平成19年7月18日 | 3 | 94.42 | 帯広開発建設部 |
| 勇払東部(一期)地区富野用水路上野南工区工事 | 一般競争 | 平成19年8月1日 | 8 | 94.69 | 室蘭開発建設部 |

表－5 起訴対象工事一覧（河川改修工事関係）

| 工事名 | 入札方式 | 入札日 | 入札 参加数 | 落札率(%) | 発注機関 |
|--------------------------|---------|-------------|-----------|--------|----------|
| 石狩川改修工事の内幾春別川新水路旧美唄川切替工事 | 公募型指名競争 | 平成17年9月7日 | 12 | 96.01 | 石狩川開発建設部 |
| 石狩川改修工事の内袋地樋門工事 | 公募型指名競争 | 平成17年10月26日 | 5 | 95.36 | 石狩川開発建設部 |
| 石狩川改修工事の内浦臼築堤外工事 | 一般競争 | 平成18年3月23日 | 4 | 96.77 | 石狩川開発建設部 |
| 石狩川改修工事の内産化美唄川築堤外工事 | 一般競争 | 平成19年3月20日 | 3 | 95.20 | 石狩川開発建設部 |

(2) 談合行為への関与について

① 農業土木工事関係

逮捕・起訴された職員及び元職員の3名並びに略式起訴された4名の元職員は、公訴事実の全てを認めている。

本事案については、関係者からの事情聴取等により、次のようなことが確認された。

1) 背景と目的

○ 本事案における割付の目的

割付に直接関与した森、永井及び表の3名の供述から、その目的は業界秩序の維持、早期勧奨退職に伴う農業部門職員の再就職先の確保及び元職員の再就職先での立場の配慮であったと認められる。

また、本事案に係る割付を始めた当時の農業水産部長Aは、その目的について、業界秩序の維持のほか、業界や建設会社に再就職した元職員等からの依頼を自分が断れば、元職員等が各開発建設部の農業担当次長のところへ頼みに行くと思い、これを回避するためであったとも供述している。

なお、本事案関係者の中に金品の授受等について供述した者はいない。

○ 本事案に関与した者の認識

森、永井及び表からは、次のような認識の下、割付に関与していたことが窺える。

- ・ 北海道内の建設業は地域の基幹産業の地位を占めているが、近年の公共事業量の減少に比して会社数（特に中小）が多すぎ過当競争の状態にあること、また、官依存体質が強いこと。
- ・ 農業土木工事は、完成後の施設管理に関し、農家・農業団体との対応やアフターケアが伴うなど専門性の高い分野であるため、地元に信頼があり、実績のある地元企業が受注することが望ましく、そのような企業について、過度の一般競争による淘汰・共倒れから守り、生き残させていくことが必要であり、また、そうすることで地域経済が守られるものと考えていたこと。
- ・ 道内各地域の開発局発注の農業土木工事について受注実績のある建設会社には、従前から元職員が再就職しており、これらの建設会社に対してこれまでの受注実績に応じた工事を割り当て、適正価格での安定的な受注と会社経営を図ることは、発注者側としても、在職している元職員の待遇維持や勧奨退職に伴う職員の再就職先を確保することに繋がり、メリットが得られるものと考えていたこ

と。

○ 本事案をやめることができなかった理由

割付に直接関与した者においては、上記の「割付の目的」及び「認識」で述べたような考え方を持っていたことに加え、「割付表を作成しても、そのことが即違法とはならないと考えていた」、「いつかは発覚するとは思っていたが、自分の時ではないだろうと思っていた」などとも供述しており、法令遵守意識が低かったことが認められる。

○ 割付の対象となった工事について

割付は、平成15年度から平成20年度までの各開発建設部発注の予定価格1億円以上の農業土木工事（WTO対象工事を除く一般土木工事。）を対象に行われていた。

なお、割付の対象となった工事の開発建設部発注の農業土木工事全体に対する割合を見ると、件数で70%程度、金額で95%程度と見込まれる。

2) 北海道開発局職員の関与について

○ 本事案の始まり

本事案においては、平成14年秋頃、開発局A農業水産部長が、（社）北海道土地改良建設協会の役員や複数の元職員から、平成9、10年当時、開発局の港湾工事について、当時の港湾部長等の指揮の下、各開発建設部港湾担当次長が入札の公正を害した不適切な発注の調整に関与したこと（以下「港湾事案」という。）が平成14年に発覚した以降、従来の方法による受注調整^(注)が困難となり業界が混乱しているため官の関与が必要との話を受けて、官の関与が少ない形の受注調整の仕組を考え、平成15年度発注予定工事から割付を行ったのが始まりである。

（注）本事案において起訴された者（森、本山、遠藤）の供述によれば、平成13年度以前において、開発建設部の農業担当次長として在任中に、各開発建設部発注の農業土木工事について予め受注予定業者を割り付け、これを各地域の建設業協会を通じて伝達する行為を行っていたとしており、全道の農業土木工事に関する受注調整が行われていたと認められる。

なお、それ以降に各開発建設部の部長、農業担当次長及び開発局本局（以下「本局」という。）農業設計課長を経験した旧北海道開発庁採用又はこれに準ずる程度に開発局勤務が長い職員（以下「旧開発庁採用幹部職員」という。）に対して調査を行ったが、今回の裁判で明

らかになった者以外で、割付や受注予定業者の伝達などの受注調整に関与していたと供述した者はいない。

○ 割付表の作成

割付表の内容、作成者等については次のとおりである。

ア 割付表の内容

割付表は、開発建設部別に、発注予定工事について、地区名、工事名、等級（ランク）、工期、工事概要、受注予定業者名を整理して一覧表に取りまとめたものであり、平成15年度以降の各開発建設部発注の農業土木工事を対象に作成していた。

受注予定業者は、過年度受注実績をベースとし、元職員の在籍状況等を考慮した上で決定していた。

イ 割付表の作成者

平成15年度以降、いずれも旧開発庁採用幹部職員である農業水産部長（A及び森）、農業水産部農業設計課長（永井）及び札幌開発建設部の農業担当次長（表及びその後のB）が割付表を作成し、引き継がれていたが、引継の経過は次のとおりである。

A農業水産部長は、平成15、16年度発注工事の割付表作成に当たって、その原案作成を開発局農業部門元職員のCに依頼し、Aはこれをチェック・確認の上、承認する役割を果たしていた。また、平成16年7月、自身の退職に伴い、割付表作成を開発局農業設計課長の永井に引き継いだ。

永井は、平成17、18年度発注工事の割付表を作成し、平成18年8月、自身の異動に伴い、割付表作成を札幌開発建設部の農業担当次長であった表に引き継いだ。

表は、平成19年度の割付表を作成し、平成19年7月の自身の異動に際しては、森農業水産部長と相談の上、割付表作成を後任のBに引き継ぎ、Bは、表にも相談しながら、平成20年度割付表を作成し同年3月頃に完成させた。なお、Bは、横田から割付表を求められたが横田を含め誰にも渡しておらず、また、個別の工事毎の受注予定業者も教示していないと供述している。

この間、平成17年4月に農業水産部長に就任した森は、永井の行っている割付について、これを了承し継続させ、永井の異動に伴い、割付表作成を表に引き継ぐことについて了承するとともに、表が作成した割付表について、これに承認を与えていた。

ウ 工事発注計画の収集

割付表作成に必要な次年度工事発注計画の収集については、次

のとおり行われていた。

平成15、16年度は、A農業水産部長から開発局の各開発建設部農業担当次長又は農業開発課長等に対して提出を依頼して収集し、前述の割付表原案作成者である元職員のCに渡していた。

平成17、18年度は、永井農業設計課長から札幌開発建設部の農業担当次長に対して、全道分の取りまとめを依頼して収集していた。

平成19、20年度は、それぞれ当時の札幌開発建設部次長であった表及びBから、開発局の各開発建設部農業担当次長又は農業開発課長等に対して提出を依頼^(注)して収集していた。

(注)工事発注計画の提出依頼を受けたとする開発局各開発建設部の農業担当次長の供述によれば、いずれも、当該資料については予算の執行管理や契約方式の確認、総合評価関係の検討等の例年の通常業務に係るものとの認識で提出しており、割付に使用されるものとの認識を有していた者は認められない。

エ 入札参加予定業者名等の情報漏洩

永井及び表は、業者間の談合を容易にするため、割付対象工事の受注予定業者に対し、開発建設部の次長らを通じて、入札に参加する競争業者に関する情報を提供したことが判決で指摘されている。

表は、平成19年1月頃、開発局各開発建設部農業担当次長に対して、今後、横田ら元職員に入札に参加する競争業者数を教えるよう電話により指示したと供述しているが、永井からは、競争業者に関する情報提供を指示した旨の供述は得られていない。しかしながら、当時の開発局各開発建設部農業担当次長の中には、永井及び表の指示に従い、入札に参加する競争業者名又は競争業者数の非公表情情報を、受注予定業者に対する伝達役をしていた元職員に教示していたと供述した者のほか、非公表情情報の教示は行わなかつたものの、談合に関する違反行為の存在を知りつつ、上司への報告等を怠った者がいた。また、当時の各開発建設部の農業開発課長の中には、談合に関与する意図もなく、談合の存在も知らなかつたが、入札参加業者名等の非公表情情報を表らに漏洩した者がいた。

また、伝達役の元職員の中には、表から入札参加予定業者に関する情報を入手したことがあると供述した者がいる。

3) 北海道開発局元職員の関与について

○ 本事案に関与した者の役割と認識

本事案に関与した4名（本山、横田、蓑島及び遠藤）の元職員の役割は、開発局側で作成された割付表の受取りと、割り付けた受注予定業者に対する伝達であるが、いずれも開発局農業部門の元職員（旧開発庁採用幹部職員であった者）であり、その関係の下に、当時の農業水産部長等から依頼を受け、断り切れなかつたなどと元職員らは供述している。

また、同じく元職員のCは、A農業水産部長の依頼を受け平成15、16年度の割付表の原案作成を行っていたが、農業土木関係業者は小さな業者が多く、業者間の受注調整に関しては過渡期のことでもあり、A農業水産部長一代限りのことと思い協力したと供述している。なお、Cの在籍していた建設会社は平成16年4月に廃業したため、Cは同社を退職し、以降の割付には関与していない。

○ 割付表の受渡しの状況

平成15、16年度の割付表については、Cが原案を作成し、A農業水産部長の確認を得た上で受注予定業者への伝達役であった横田、蓑島及び遠藤へ渡している。

平成17年度から平成19年度までの割付表については、本山が受取り役となり、永井及び表から受け取った割付表を伝達役の横田、蓑島及び遠藤へ渡している。なお、その後、本山の在籍していた建設会社において談合決別宣言などコンプライアンスの強化が図られて本山が関与しにくくなつたため、平成19年6月以降は、横田が割付表の受取り役となり、表から受け取った割付表を蓑島及び遠藤に渡している。

なお、横田は、表の後任の札幌開発建設部次長Bが作成した平成20年度割付表は入手していない。

○ 受注予定業者への伝達

受注予定業者への伝達役は、横田、蓑島及び遠藤であり、工事の入札公告が出る都度、横田の指示により受注予定業者への伝達を行っていた（平成16年4月以前は、伝達役は元職員のC、横田、蓑島及び遠藤であり、Cの指示により受注予定業者への伝達を行っていた。）。

伝達方法は、匿名の電話により、受注予定業者の営業担当者等に対して、「〇〇工事に参加してはいかがでしょうか。」などと伝え、受注予定業者である旨を示唆していた。

4) 北海道開発局発注工事の受注企業等の関与について

本事案に係る4件の発注工事に關係した入札参加企業における談合への関与状況は次のとおりである。

○ 落札企業（4社）の関与状況

今回起訴対象となった工事4件については、いずれも略式起訴された元職員4名が勤務していた建設会社が受注予定業者として割り付けられ落札したものであり、受注予定業者への伝達役をしていた本山、横田、蓑島及び遠藤は、各々が在籍していた建設会社が受注予定業者となった場合には、いずれも自社の営業担当部長等に対して、当該工事への入札参加の意向を強く示すなどして暗に受注予定業者である旨を示唆していたものであり、このうち3社は、他の入札参加企業の担当者との間で入札参加意思の確認や入札金額の調整を行っていたことを認めている。

なお、この元職員4名の本事案における役割（割付表の受取り役及び受注予定業者への伝達役）に関し、各々の在籍していた建設会社の社員にこれを承知していた者はいなかった。

○ 落札企業以外の入札参加企業（14社）の関与状況

落札企業以外の入札参加企業14社のうち、落札企業から入札参加の確認等の連絡があったことを供述した企業は8社（工事は2件）であり、他の6社は連絡等の接触について否定している。

② 河川改修工事関係

逮捕・起訴された元職員2名及び在宅起訴された元職員3名は、公訴事実を認めている。

品川は、元職員から提示された割付案に対し修正指示するなど、談合に關与したことが判決で認定されている。

本事案については、関係者からの事情聴取等により、次のようなことが確認された。

1) 背景と目的

○ 本事案における割付の目的

本事案における割付の目的は、業界の秩序維持、開発局河川部門の元職員の再就職先での立場の配慮、開発局河川部門職員の再就職先の確保であると認められる。

また、このほか、本事案に關与した建設会社に再就職していた元職員らにおいては、自身が在職する建設会社の安定的受注と利益確保及び自身の会社内での立場を守ることも目的の一つと供述している。

なお、本事案関係者においては、金品の授受等について供述している者はいない。

○ 本事案に関与した者の認識

本事案に関与した元職員は、いずれも、本事案発生時において、次のような認識を持っており、今般の割付を自然に受け入れる素地があったものと考えられる。

- ・ 近年の公共事業量の減少に比し、北海道内の建設会社数（特に中小）が多すぎ、過当競争の状況にあること。
- ・ 特に、地域の中小の建設会社については、長年の官依存体質から、大手の建設会社に比べ、経営力、技術力、競争力ともに劣る状態にあること。
- ・ このような地域の中小建設会社を一般競争による淘汰・共倒れから守り、その保護・育成を図っていくことが、地域経済にとって大事であり、そのため、発注者として、今暫く過度な競争を避け、過去の実績をベースとした受注調整を行うことが必要であること。
- ・ 特に、一般競争の拡大は、過度な競争を助長し、日頃、災害や水防等で貢献してきている地元の中小建設会社の生き残りを図ることが難しくなり、地域の安全・安心の確保への影響が危惧されること。
- ・ 道内の中小の建設会社には、従前から開発局河川部門出身の元職員が再就職しており、受注調整を通じて、これら業者の保護・育成と安定的な経営を図ることは、発注者側としても、在職する元職員の立場・処遇を守ることに繋がり、また、将来の開発局河川部門職員の再就職先を確保していく上でも必要なことと認識していること。

○ 本事案をやめることができなかった理由

本事案関係者においては、上記「割付の目的」及び「認識」で述べたような考えを持っていることに加え、「いわゆる官製談合防止法が施行され、河川OBのキャリアの誰かが引き受けなければならないと考えていた」、「昔、業界団体から頼まれて官側で割付をやっていたと認識していたので、業界全体のためだと考えていた」、「自分の生活があるため、断ると会社を辞めなければいけないと思っていた」などと供述しており、それぞれ、法令遵守意識が低かったことが認められる。

○ 割付の対象となった工事について

割付は、石狩川開発建設部発注の平成15年度発注工事から平成20年3月の補正予算による工事までの河川改修工事（予定価格1億円以上の一般土木工事（ダム及びWTO対象工事を除く。））を対象に行われていた。

なお、割付の対象となった工事の石狩川開発建設部発注の河川改修工事全体に対する割合をみると、件数で40%程度、金額で90%程度と見込まれる。

また、石狩川開発建設部以外の各開発建設部における同様の割付行為の有無について、平成13年度以降に各開発建設部の部長及び河川・道路担当次長を経験した旧開発庁採用幹部職員に対して調査を行ったが、既に明らかになった農業部門を除き、割付等の受注調整に関与していたと供述した者はいない。

2) 北海道開発局職員の関与について

○ 本事案の始まり

本事案については、当時の石狩川開発建設部長Dが、港湾事業発覚後、従来の方法による受注調整^(注1)が困難となり業界が混乱するという心配の声を業界や元職員から受けて、平成14年12月頃、道路部門における手法を参考^(注2)に、割付及び受注予定業者の伝達を建設会社に再就職していた開発局河川部門の元職員に行わせる仕組を考え、石狩川開発建設部発注予定工事について平成15年度分から割付をさせたのが始まりである。

なお、本事案の割付への石狩川開発建設部長の関与は平成17年度分までであり、その後は建設会社に再就職していた元職員のみで割付を実施していた。

(注1) D及び本事案において起訴された者（高橋、任田、岩木及び近藤）は、開発建設部次長等として在職していた当時、開発建設部発注の河川改修工事について、予め受注予定業者を割り付け、これを各地域の建設業協会を通じてあるいは直接に伝達する行為を行っていたと供述している。

(注2) Dは道路部門の割付の噂を聞いてそれにならったと供述し、高橋は道路部門の元職員に指導を受けたと供述しているが元職員の名前を明らかにはしていない。

○ 割付表の作成の指導・承認

ア 割付表は、石狩川開発建設部の発注予定工事について、D石狩川開発建設部長が建設会社に再就職していた開発局の河川部門の元職員である高橋及び任田に依頼して作成させている。

平成15年度分は、D石狩川開発建設部長が割付表作成を指導し、作成した割付表を承認していた。平成16、17年度分は、品川石狩川開発建設部長がこれを指導・チェックし、作成した割付表を承認していたと認められる。

平成18年度分以降については、品川石狩川開発建設部長から後任の部長に引き継がれなかったことから、石狩川開発建設部長の関与がなくなり、高橋、任田らの元職員のみによって割付表の作成を継続した。

イ 割付表作成に必要な工事発注計画の提供

割付表作成に必要な次年度工事発注計画の資料については、平成15年度分は、D石狩川開発建設部長の指示の下で、E石狩川開発建設部次長から高橋に対して提供されていた。なお、Eにおいては、未公表資料の民間側への提供については不適切との認識は持っていたが、Dからの指示のため、やむを得ず渡したとしている。

平成16年度分から平成17年度分については、品川石狩川開発建設部長から高橋に対して提供されていたものと認められる。なお、平成18年度分以降については、石狩川開発建設部からの資料提供は行われていない。

ウ 入札参加予定企業名の情報提供

入札参加予定企業名の情報については、平成16年夏頃から、高橋は、品川石狩川開発建設部長から教示を受け、これを他の伝達役の元職員へ伝え、各伝達役の元職員から受注予定業者へ伝達していたと認められる。

また、平成17年度中には石狩川開発建設部からの情報提供は行われなくなったと認められる。

3) 北海道開発局元職員の関与について

○ 本事案に関与した者の認識

本事案に関与した5名の元職員（高橋、任田、塩谷、岩木及び近藤）の役割は、割付表の作成と割付に基づく受注予定業者への伝達であるが、いずれも開発局河川部門の元職員であり、石狩川開発建設部の部長、次長、事務所長経験者でもある。

この関係の下に、高橋及び任田は、当時のD石狩川開発建設部長から依頼を受け、折しもいわゆる入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）

が施行されたことや、河川部門元職員の立場、建設会社の利益などを考え、引き受けることとしたと供述している。

なお、塩谷は、高橋が開発局在職当時の上司であったこと、岩木は、高橋が自分が在職していた建設会社の上司であったこと、近藤は、次長時代に割付の経験を有していたことのほか、高橋の協力依頼を断った場合に自分が在職している建設会社が不利益を被る可能性を危惧したためとし、いずれも断り切れずに従ったと供述している。

○ 割付表の作成

割付表は、当時のD石狩川開発建設部長からの協力依頼を受けた元職員の高橋及び任田により、石狩川開発建設部の平成15年度発注予定工事から平成20年3月の補正予算による工事までを対象に作成された。

割付表原案は、高橋の依頼により任田が作成していた。

割付表の内容、作成状況等は次のとおりである。

ア 割付表の内容

割付表は、工事名、工事概要、概算金額、発注時期及び受注予定業者名を記載し一覧表にとりまとめたものであるが、石狩川開発建設部発注の河川改修工事（前述）を対象に作成していた。

受注予定業者は、過去5か年程度の受注実績のある建設会社を対象に、過去の受注実績、元職員の在籍状況、管内・管外企業の別、施工能力等を考慮した上で決定している。

なお、受注予定業者は元職員が在籍する建設会社だけを対象とはしていない。

イ 割付表の作成方法

割付表作成について、

- ・ 平成15年度分については、高橋及び任田が、D石狩川開発建設部長から過去の受注実績等のバランスや対前年度増減方針等の割付に関する基本方針に関する指導を受けて作成し、承認を受けていた。
- ・ 平成16年度分及び平成17年度分については、高橋及び任田は、品川石狩川開発建設部長からチェック・指導を受けて作成し、その承認を受けていたと認められる。
- ・ 平成18年度分以降については、石狩川開発建設部長の関与がなくなり、元職員らのみによって割付表の作成を継

続した。

ウ 工事発注計画の収集

割付表作成に必要な次年度工事発注計画については、平成15年度分から平成17年度分は、高橋が石狩川開発建設部長から入手し、任田（割付原案作成者）へ渡した。

平成18年度分以降は、石狩川開発建設部から情報を入手できなくなったため、任田が、開発局ホームページや業界紙等から公表情報を収集し、これを基に割付表を作成した。

○ 受注予定業者への伝達

ア 受注予定業者への伝達役は、5名の元職員（高橋、任田、塩谷、岩木及び近藤。近藤は平成19年1月以降参加。）である。

伝達方法は、作成した割付表に基づき、これらの元職員から、受注予定業者の社長や専務、営業担当者等に対して、工事入札公告後、「土木会の〇〇」などの架空名義を使った匿名の電話により「〇月〇日に公告になった〇〇工事については、お宅の会社で申請されたらいかがでしょうか、頑張ってください」などと伝え、受注予定業者であることを示唆していた。

イ 入札参加予定企業名の情報収集

平成16年夏以降、高橋は、品川石狩川開発建設部長から入札参加予定企業名の情報を入手し、これを他の伝達役の元職員へ伝え、各伝達役から受注予定業者へ連絡していたと認められる。

平成18年度以降については、石狩川開発建設部長の関与がなくなり、元職員らのみによって入札参加予定業者名の情報を入手することになり、塩谷が（財）北海道河川防災研究センター職員（開発局河川部門元職員）に対して、平成18年に何回か入札参加予定企業名の情報提供を要請した事実は認められた。しかし、同センターの関係役職員26名を対象に行った調査からは、同センターからの情報漏洩に関する事実を確認することはできなかった。

4) 北海道開発局発注工事の受注企業等の関与について

本事案に関係した入札参加企業における関与状況は次のとおりである。

○ 落札企業（4社：うちJV3）の関与状況

今回起訴対象となった工事は、いずれも起訴された元職員5名（高橋、任田、塩谷、岩木及び近藤）が勤務していた建設会社が受注予定業者として割り付けられ落札したものである。

これらの者は、自社の営業担当者等に対して割付の電話連絡があった旨を伝え、当該工事入札への積極的参加を促すなどして暗に自社が受注予定業者であることを示唆したりあるいは自らが他の入札参加企業と調整を行ったりしていた。

なお、この5名の本事案における役割（割付表作成と受注予定業者の伝達）に関し、各々の在籍していた建設会社の社員にこれを承知していた者はいなかった。

○ 落札企業以外の入札参加企業（24社：重複2社）の関与状況

落札企業以外の入札参加企業24社のうち、落札企業から入札参加の確認等の連絡があったことを供述した企業は2社（対象工事は1件）であり、他の22社は連絡等の接触について否定している。

（3）談合に対する認識

開発局においては、これまでにも公共工事に係る不正事案が発生していたことから、公共工事の発注に係る綱紀の保持については、再三その徹底を図ってきていたところであるにもかかわらず、再び今回のような重大な不正事案の発生を許してしまった。今回の調査においては、このような事案の再発防止をより確かなものとするために、職員等に対して談合についての認識も改めて問い合わせてみた。

① 談合排除に関する遵法意識

聴取の結果、談合必要悪説を否定する意見が大部分であったが、「必要悪」と回答した者が38人（調査対象者の5.7%）みられ、そのうち25人は逮捕・起訴された者一部を含む元職員、12人は談合事案に係る入札参加企業の社員、1人は現役職員である。

<参考>「必要悪だと思う」との回答例

「過度に競争原理が働くことが経済全体にとってプラスとなるかは疑問」、「事業量の公平な配分などの機能がある」、「道内の中小企業を守る方法も必要」、「地元業者にとっては生き延びる手段」、「談合がなければ適正価格で落札することが難しい」等

表－6 談合が「必要悪」であるかどうかについて（調査対象者数669人）

| 回答内容 | 回答数 | 構成比 |
|------------|------|-------|
| 必要悪だとは思わない | 542人 | 81.0% |
| 必要悪だと思う | 38人 | 5.7% |
| どちらとも言えない | 13人 | 1.9% |
| その他 | 16人 | 2.4% |
| 無回答・分からない等 | 60人 | 9.0% |

② 談合の背景・原因について

次に、談合事案の背景・要因についての認識を、事情聴取で尋ねたところ、最も多く挙げられているのは「公共事業の減少と業界の競争激化」、「職員の再就職先の確保」及び「企業における安定的受注・利益の確保」であり、合わせて回答数の約4割近くを占める。

このうち、「公共事業の減少と業界の競争激化」と回答した者のうち約4割（42人／96人）が元職員、「企業における安定的受注・利益の確保」と回答した者のうち約5割（38人／78人）が元職員であり、「職員の再就職先の確保」と回答した者のうち7割強（69／91人）は開発局現役職員である。

表－7 談合の背景・原因について（回答数703、複数回答。）

| 回答内容 | 回答数 | 構成比 |
|--------------------|------|-------|
| 公共事業の減少と業界の競争激化 | 96人 | 13.7% |
| 職員の再就職先の確保 | 91人 | 13.0% |
| 企業における安定的受注・利益の確保 | 78人 | 11.1% |
| 過去からの慣例、古い体質(官依存等) | 29人 | 4.1% |
| 職員の法令遵守に対する認識不足 | 20人 | 2.8% |
| 建設業者の共存共栄意識 | 17人 | 2.4% |
| 建設業者の法令遵守に対する認識不足 | 10人 | 1.4% |
| その他 | 56人 | 8.0% |
| 無回答・分からない等 | 306人 | 43.5% |

③ 官製談合防止法への認識

入札参加業者による談合行為等に国・地方公共団体等の職員が関与している事例、いわゆる「官製談合」が発生していたことから、官製談合防止法が平成14年に制定されている。なお、その制定が

検討されるきっかけとなったのは平成12年の北海道上川支庁発注の農業土木工事に関する談合事案である。公共工事の発注者の立場にある者としては、官製談合防止法に対する認識を持ち合わせていることも重要であることから、現役職員に対し、事情聴取に際して官製談合防止法で定めている入札談合関与行為の4類型を具体的に列挙できるか否かを尋ねてみた。

その結果、同法に定める入札談合等関与行為の4類型のうち「秘密情報漏洩」について即答できた者は多いものの、他の行為については3割程度となっている。今後、官製談合防止法を含め、関連する法令及びそれに基づく制度の詳細について周知徹底を図るべきである。

表—8 官製談合防止法の認識 <禁止行為の認知状況>
(現役職員のみ。調査対象者数293、複数回答。)

| 入札談合等関与行為の種類 | 回答数 | 構成比 |
|--------------|------|-------|
| 談合の明示的な指示 | 112人 | 38.3% |
| 受注者に関する意向の表明 | 94人 | 32.1% |
| 秘密情報漏洩 | 209人 | 71.3% |
| 談合の帮助 | 71人 | 24.2% |

④ 再発防止に関する意見

職員等の再発防止に関する意見は、「コンプライアンスの徹底」と「入札契約制度の見直し」が多く、合わせて全体の5割以上を占めるところとなっている。

1) コンプライアンスの徹底

再発防止対策として最も多く挙げられたのは「職員のコンプライアンスの徹底」であるが、「建設業者、元職員のコンプライアンスの徹底」や「ペナルティの強化・周知徹底」についても多く挙げられており、これらを含めた職員及び企業等に対するコンプライアンスの徹底を求める意見は、合わせて全体の約4割(358人/851人)を超え、その中の約6割近くが現役職員、約3割が元職員、約1割が民間企業の社員となっている。

2) 入札契約制度の見直し

コンプライアンスの徹底に次いで多かった意見は「入札契約制度の見直し」(約2割、160人/851人)であり、その中の

約5割が現役職員、約3割が元職員、約2割が民間企業の社員となっている。

見直しについての具体的意見としては、総合評価方式の拡充・推進、情報管理の徹底、一般競争入札の拡大、技術審査方法の改善、予定価格の事前公表、調査基準価格の引き上げなどが提案されている。

3) 早期勧奨退職の是正、定年延長等

上記1)・2)のほか多かったのは「早期勧奨退職の是正、定年延長、天下り禁止」を求める意見（約5%）であり、その中の約5割は現役職員、約4割近くは元職員である。

4) その他の再発防止対策

上記のほか、事情聴取における再発防止対策として、「入札契約監視体制の強化」、「職員と業者との接触規制」、「職員の人事交流拡大」、「建設業界の整理・再編」などの様々な意見があった。

表－9 再発防止対策について（回答数851、複数回答。）

| 回答内容 | 回答数 | 構成比 |
|----------------------|------|-------|
| 職員のコンプライアンスの徹底 | 283人 | 33.3% |
| 入札契約制度の見直し | 160人 | 18.8% |
| 早期勧奨退職の是正、定年延長、天下り禁止 | 45人 | 5.3% |
| 建設業者、元職員のコンプライアンスの徹底 | 40人 | 4.7% |
| ペナルティの強化・周知徹底 | 35人 | 4.1% |
| 入札契約監視体制の強化 | 17人 | 2.0% |
| 職員と業者の接触規制 | 13人 | 1.5% |
| 職員の人事交流拡大（道外、部門間） | 10人 | 1.2% |
| 建設業界の整理・再編 | 6人 | 0.7% |
| その他 | 102人 | 12.0% |
| 無回答・分からぬ等 | 140人 | 16.4% |

IV 企業アンケート調査結果

1 記名式企業アンケート調査結果

(1) 調査の趣旨

開発局発注工事を巡る談合事案の裁判において、談合の動機として、開発局側には、職員の再就職先確保があったと指摘された。これを受け、開発局発注の直轄工事を受注する企業における開発局出身者の在籍状況等を調査するとともに、開発局職員を採用した理由、経緯等を明らかにするため、記名式（回答の際に企業名を記載する方式）のアンケート調査を実施した。

(2) 調査対象

開発局発注の直轄工事に関し、今回の入札談合事案の応札企業及び事業毎に平成15年度から平成19年度までの契約金額上位50社を合わせた222社を調査対象とした。

(3) 調査票回収率　　回収率 90.5% (201社／222社)

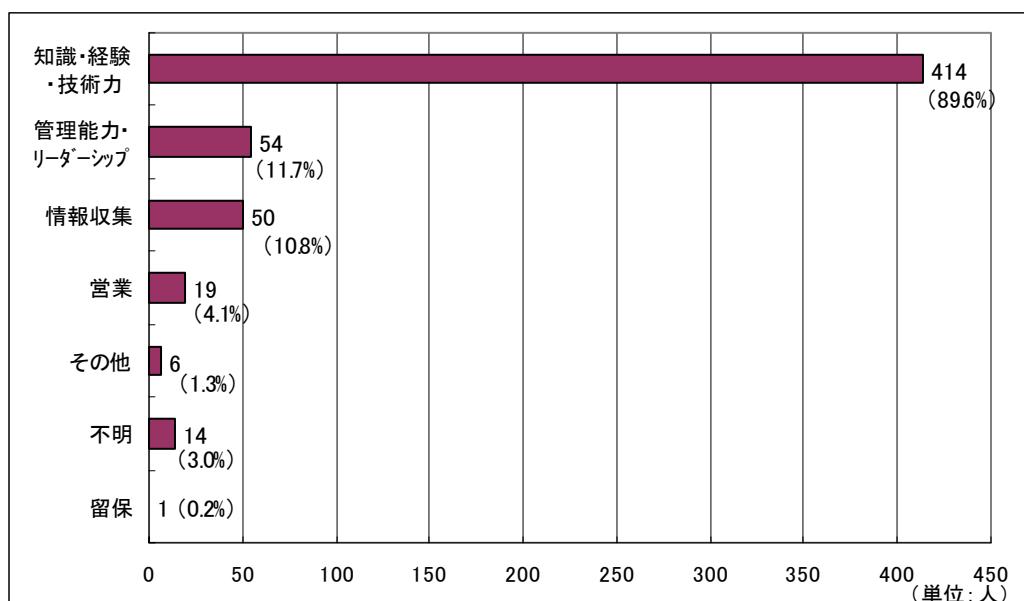
(4) 調査票集計結果

① 北海道開発局職員の採用

1) 開発局職員の採用実績を有する企業 169社 (回答企業の84%)

2) 開発局職員の採用理由 (複数回答可)

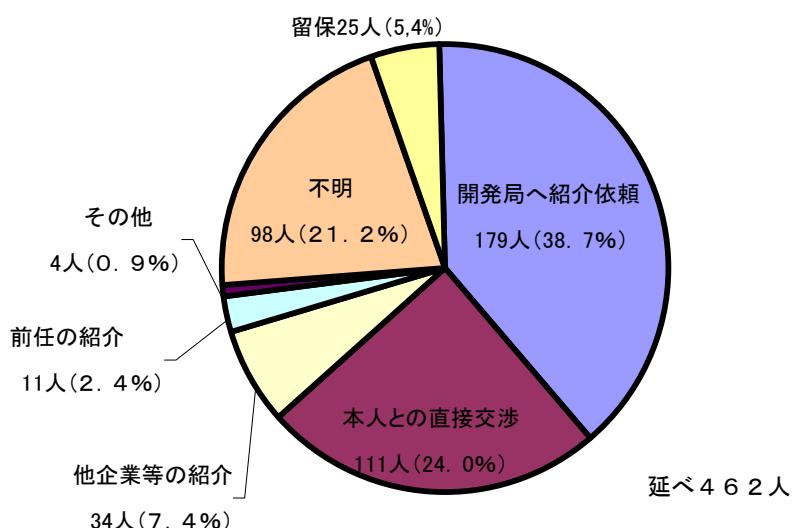
最も回答が多かったのは、「知識・経験・技術力」であり、開発局における長年の経験において培われた知識・経験・技術力を期待して採用したとする内容であった。次いで回答が多かったのが「管理能力・リーダーシップ」であり、経営力・調整力を期待して採用したとする内容であった。また、「情報収集」については、入札制度や北海道開発予算等についての情報収集を期待して採用したとする内容であった。



- 注 1) 同一人に対して複数の回答があるため、合計は在籍人数と一致しない。
- 2) ()書きは、調査対象企業におけるH15～19の累計在籍人数に対する割合であり、上記の理由から合計は100%にならない。

3) 採用経緯

開発局職員採用の経緯の集計結果は次のとおり。



② 北海道開発局出身者の在職状況

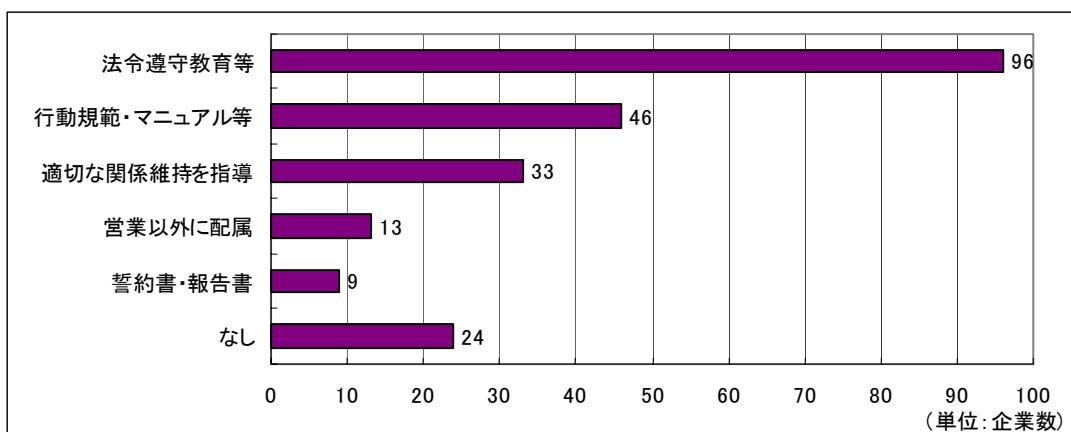
1社当たり平均在職人数 2.7人

採用時平均年齢 57.6歳 退社時の平均年齢 65.7歳

在籍者の平均概算年収 約834万円

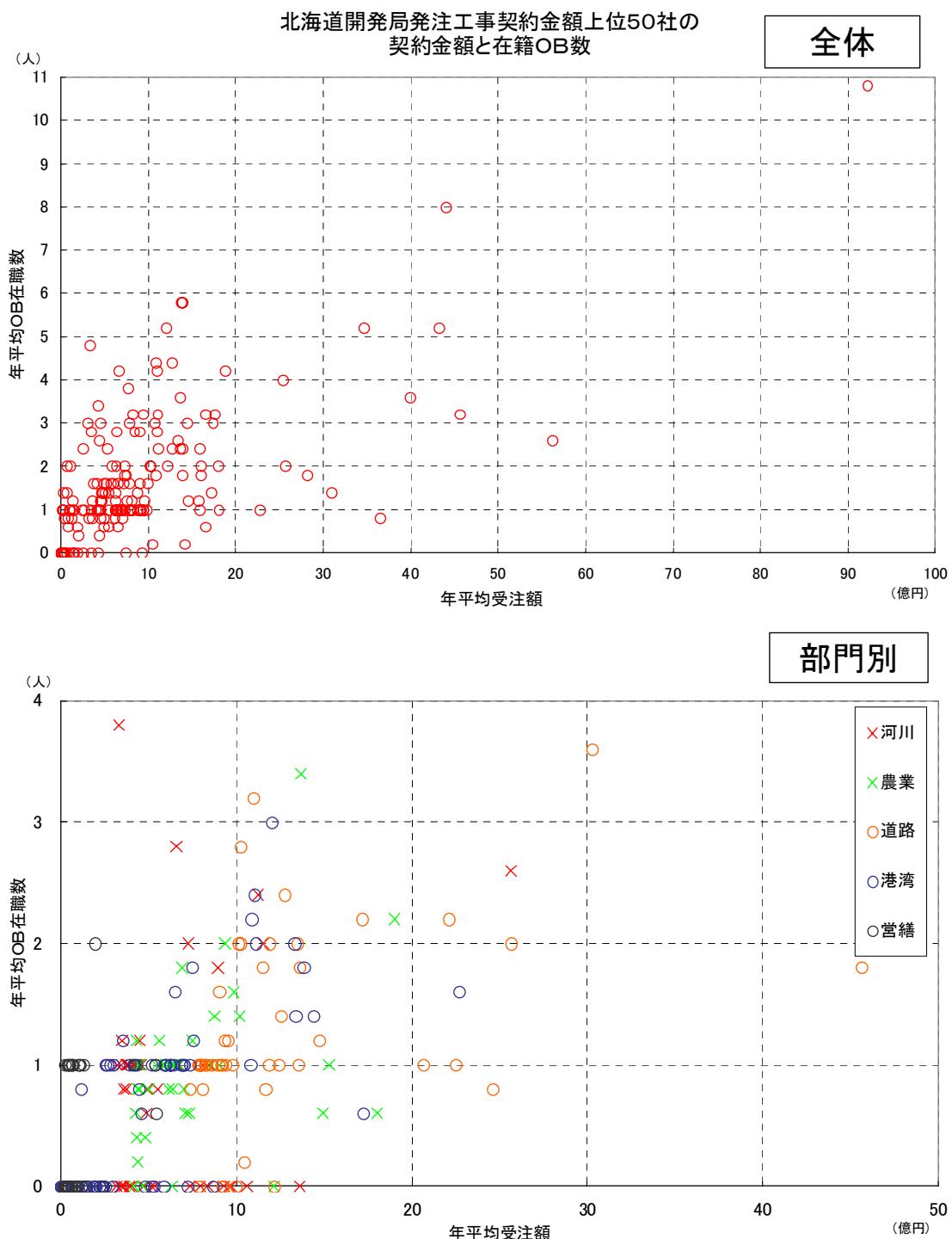
③ 北海道開発局との適切な関係確保のための社員教育等

在籍する開発局出身者と開発局との適切な関係を保つために各企業が講じている方策について、最も回答が多かったのは「法令遵守教育等」であり、各種関係法令の遵守等の社員教育や研修等の実施を内容とするものであった。次いで回答が多かったのが「行動規範・マニュアル等」であり、倫理行動規範や談合防止マニュアルの制定等を内容とするものであった。また、「適切な関係維持を指導」については、開発局に対して必要以上の接触・営業をしないよう指導する等の内容であった。なお、回答のあった企業の約9割で、開発局との適切な関係確保のための何らかの取組を推進していた。



(5) その他

平成15年度から平成19年度までの開発局発注工事の受注企業上位50社について、当該期間の開発局発注工事の受注実績と開発局職員の在籍状況の関係は次のとおりとなっている。



2 匿名式企業アンケート調査結果

(1) 調査の趣旨

開発局発注工事を巡る談合事案の裁判において、談合の動機として、開発局側には職員の再就職先確保が、企業側には業界秩序の維持があったと指摘された。これを受け、開発局発注の直轄工事を受注する企業は、今回の談合事案の背景・要因、業界秩序の維持の目的をどう捉えているか、また、開発局職員を採用するメリットやデメリット、過去の受注調整への関与及び企業が考える再発防止対策について、受注企業の率直な意見を得るために、開発局発注工事の受注企業に匿名式（回答の際に企業名を記載しない方式）のアンケート調査を実施した。

(2) 調査対象

開発局発注の直轄工事に関し、今回の入札談合事案の応札企業、事業毎に平成15年度から平成19年度までの契約金額上位50社及び平成19年度において1億円以上の受注実績を有する企業を合わせた538社を調査対象とした。

(3) 調査票回収率　回収率 54.5% (293社／538社)

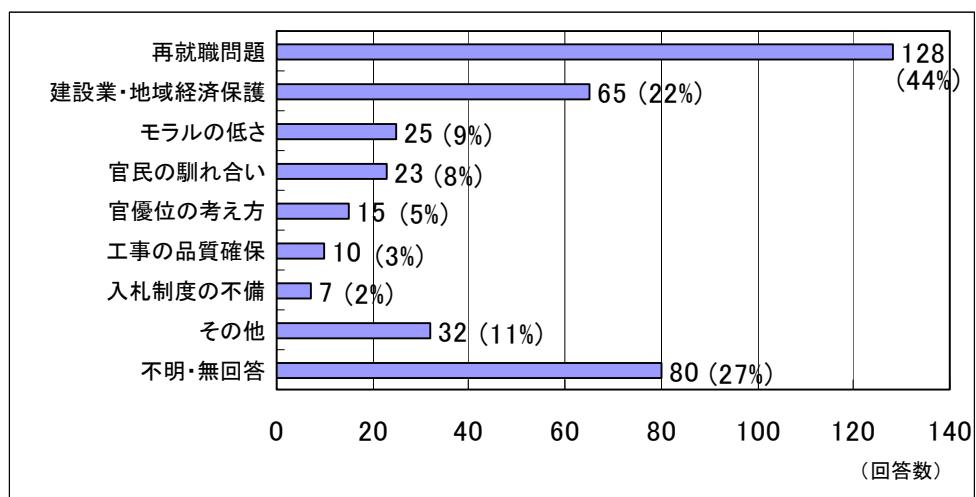
(4) 調査票集計結果

① 談合事案の背景・要因

受注企業が考える今回の談合事案の背景・要因の集計結果は次のとおりであった。

1) 北海道開発局に起因する背景・要因（複数回答可）

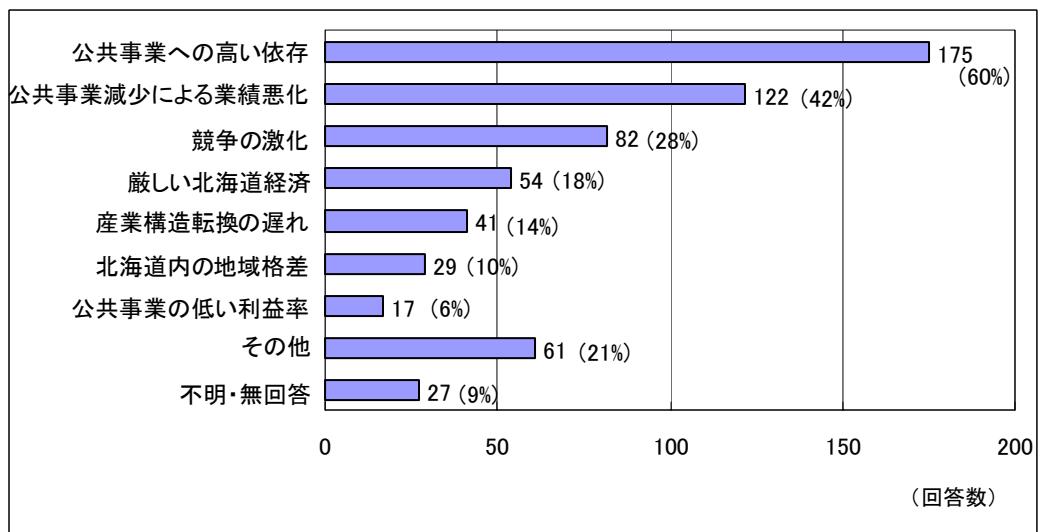
開発局に起因する背景・要因として最も回答が多かったのは、開発局職員の「再就職問題」であり、開発局における職員の天下り、早期勧奨退職の存在や年金受給開始年齢と定年又は退職年齢が一致しないことを内容とするものであった。次いで回答が多かったのが「建設業・地域経済保護」であり、開発局としても道内企業の保護・育成や地域の主要産業である建設業界の安定を図ろうとしたのではないかとする内容であった。また、「モラルの低さ」については、法令遵守意識や公務員としての自覚が足りないこと等を内容とするものであった。



(※括弧書の比率は、回答があった293社に対する割合である。以下②2)アまで同じ。)

2) 北海道又は建設業界をとりまく背景・要因（複数回答可）

北海道又は建設業界をとりまく背景・要因として最も回答が多かったのは、「公共事業への高い依存」であり、北海道では経済上も企業経営においても公共事業への依存度が高いことを内容とするものであった。次いで回答が多かったのが「公共事業減少による業績悪化」であり、工事件数の減少や、公共事業費の減少等による業績の悪化を内容とするものであった。また「競争の激化」については、少ないパイ（工事）の奪い合いや公共事業費に対して建設業者数が過大となって競争が激化していること等を内容とするものであった。



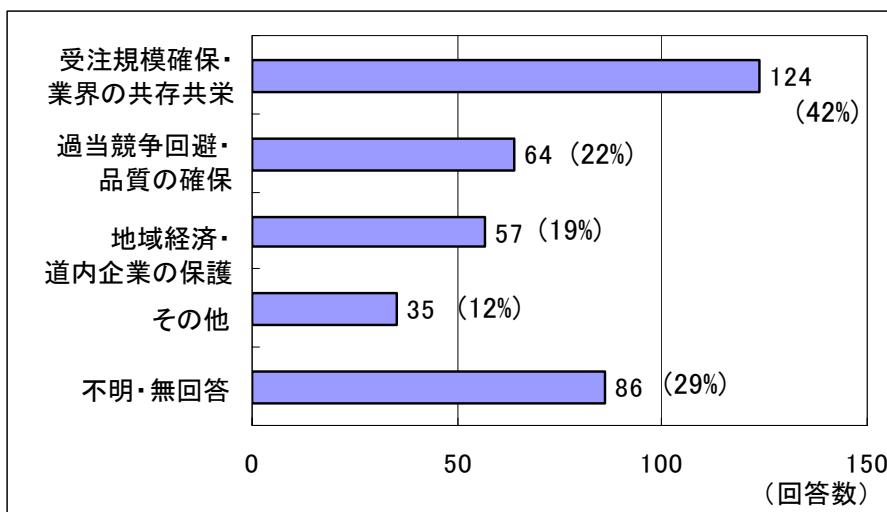
② 談合事案の動機

1) 業界秩序の維持と談合

今回の談合事案の裁判では、談合の動機の1つとして「業界秩序の維持」があったと指摘された。このため、受注企業が考える業界秩序の維持の目的と談合に関する認識について調査したところ、その集計結果は次のとおりであった。

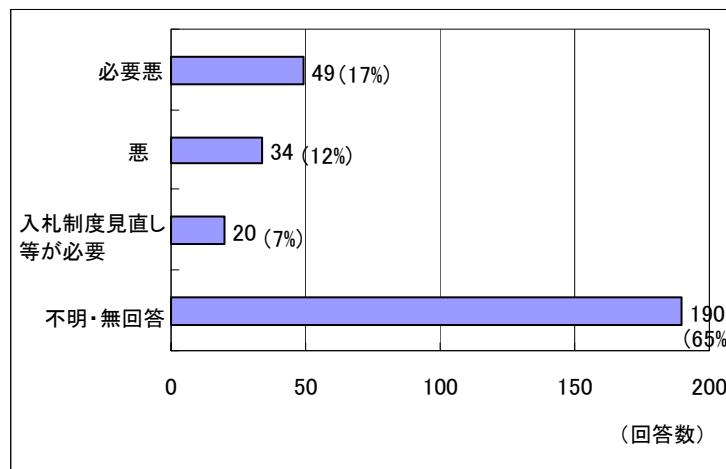
ア 業界秩序の維持の目的（複数回答可）

業界秩序の維持の目的として最も回答が多かったのは、「受注規模確保・業界の共存共栄」であり、各企業が仕事（工事）を確保し、分け合って共存共栄を図ることであるとする内容であった。次いで回答が多かったのが、「過当競争回避・品質の確保」であり、過当競争によるダンピング競争の回避や工事品質の確保を内容とする回答であった。また、「地域経済・道内企業の保護」については、道内の地場企業を存続させ、地域経済を安定させることとする回答であった。



イ 業界秩序維持のための談合（複数回答可）

不明・無回答の企業が多かったものの、業界秩序維持のために談合することについて、一部の企業から、業界の共存共栄を図るためにには仕方ないなど、談合を「必要悪」として捉えている旨の回答があった。一方で、談合は「悪」であり、あってはならないこととする回答や、談合は違法行為であるが、ダンピング防止等、現状では何らかの「入札制度の見直し等が必要」である旨の回答がこれに次いで多くあった。



2) 北海道開発局出身者の採用

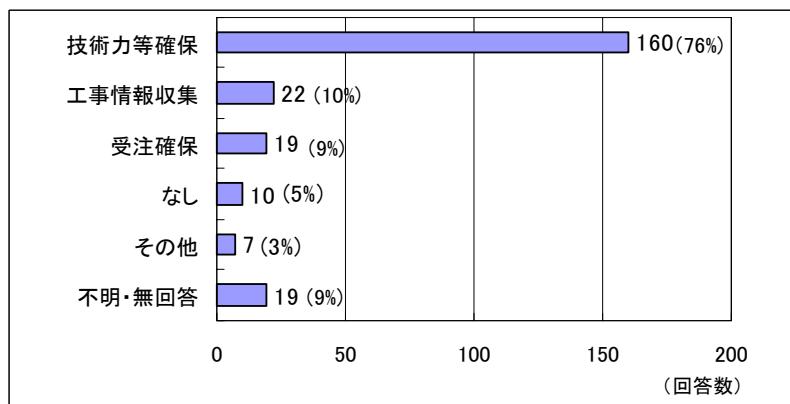
開発局出身者の採用実績、採用のメリット・デメリット及び今後の採用方針に関する集計結果は次のとおりであった。

ア 開発局出身者の採用実績

「ある」211社（72%）、「ない」76社（26%）、
「無回答」6社（2%）

イ 北海道開発局出身者の採用メリット（複数回答可）

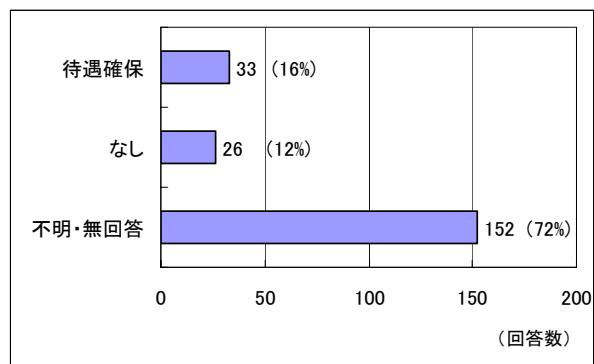
開発局出身者の採用実績を有する企業において、開発局出身者を採用するメリットについて調査したところ、最も回答が多かったのは、「技術力等確保」であり、開発局時代に培った知識・経験に基づいて当該企業の技術力や積算能力の向上が図られることを期待しているとするものであった。次いで「工事情報収集」であり、工事・事業の制度等に関する情報の入手が容易となるという内容であった。また、「受注確保」については、工事受注の確保が期待できる等の内容であった。



（※括弧書の比率は、アで採用実績があると回答した211社に対する割合である。以下エまで同じ。）

ウ 北海道開発局出身者の採用デメリット

開発局出身者の採用実績を有する企業について、開発局出身者の採用デメリットについて調査したところ、不明・無回答の企業が多かったが、人件費等の「待遇確保」が負担であるとする回答が最も多かった。一方でデメリットは「ない」と回答する企業も少なからずあった。



エ 今後の採用

開発局出身者の採用実績を有する企業における今後の開発局出身者の採用方針についての集計結果は次のとおりである。

「不明・無回答」114社(54%)、「継続する」51社(24%)、「採用しない」33社(16%)、「抑制する」13社(6%)

③ 受注調整への関与

公的機関からの工事発注に関する受注調整への関与の有無、関与の時期及び関与の態様についての集計結果は次のとおりである。

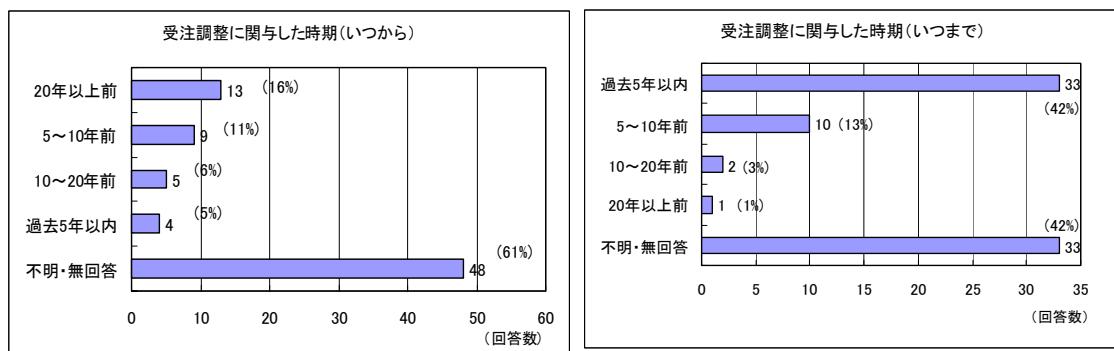
1) 受注調整への関与

「ない」193社(66%)、「ある」79社(27%)、「無回答」21社(7%)

(※括弧書の比率は、回答があった293社に対する割合である。)

2) 関与の時期

受注調整に関与したことが「ある」と回答した企業について、受注調整への関与の時期について調査したところ、過去5年以内まで受注調整に関与していたと回答する企業があった。

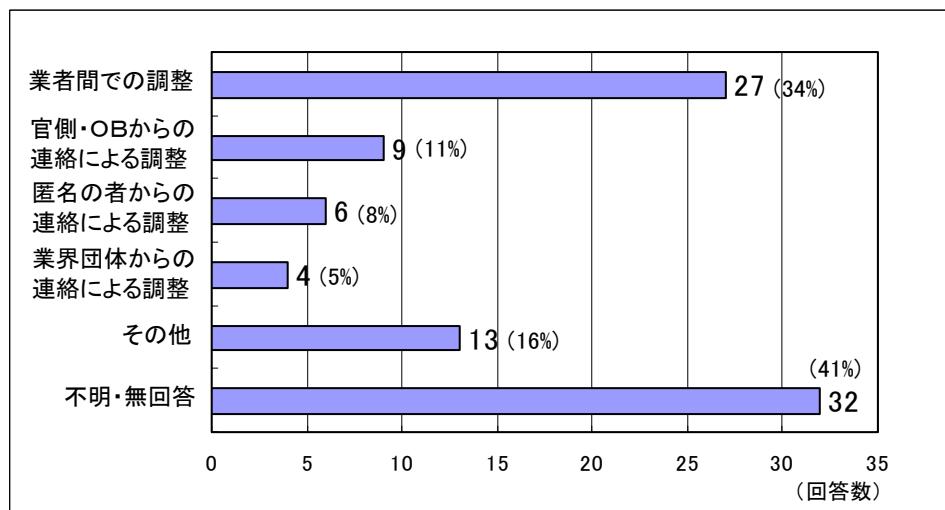


(※括弧書の比率は、1)で「ある」と回答した79社に対する割合である。以下5)アまで同じ。)

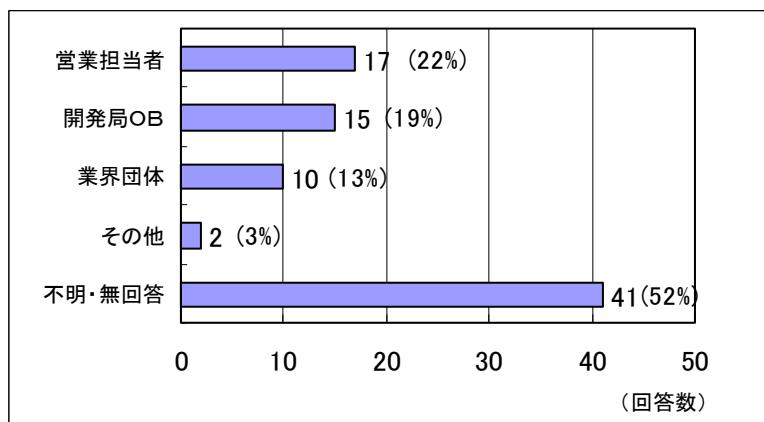
3) 受注調整の方法（複数回答可）

受注調整に関与したことが「ある」と回答した企業について、受注調整の方法について調査したところ、最も回答が多かったのは「業者間での調整」であった。次いで回答が多かったのは特定工事への努力を示唆するといった「官側・OBからの連絡による調整」、「匿名の者からの連絡による調整」であった。

なお、「ある」と回答した中には、今回の談合事案以外で既に摘発された事案に関するものが含まれていた。



4) 受注調整に関与した者（複数回答可）



5) 受注調整への行政の関与

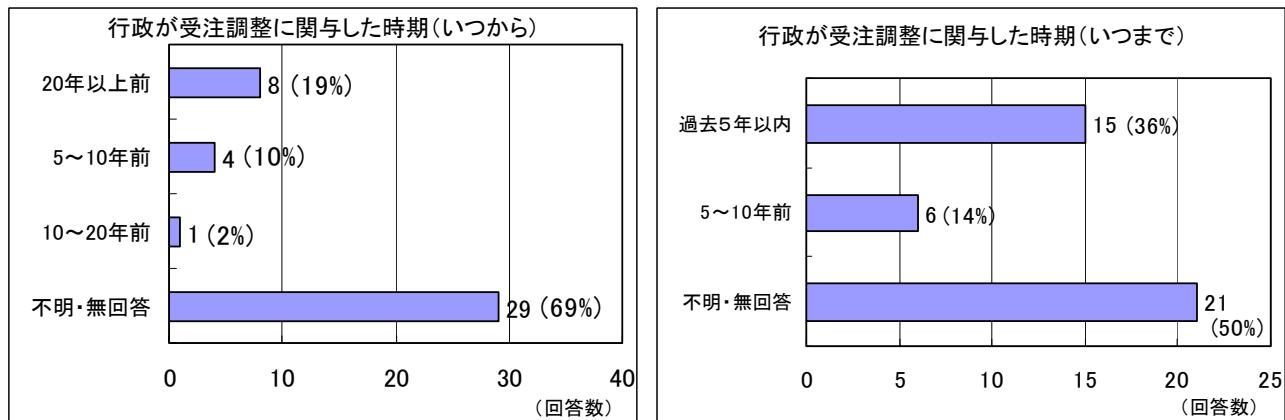
ア 関与の有無

受注調整に関与したことが「ある」と回答した企業について、当該受注調整への行政の関与の有無について調査した結果は次のとおりである。

「行政も関与」42社（53%）、「民間のみ」26社（33%）、
「不明・無回答」6社（8%）、「その他」5社（6%）

イ 関与の時期

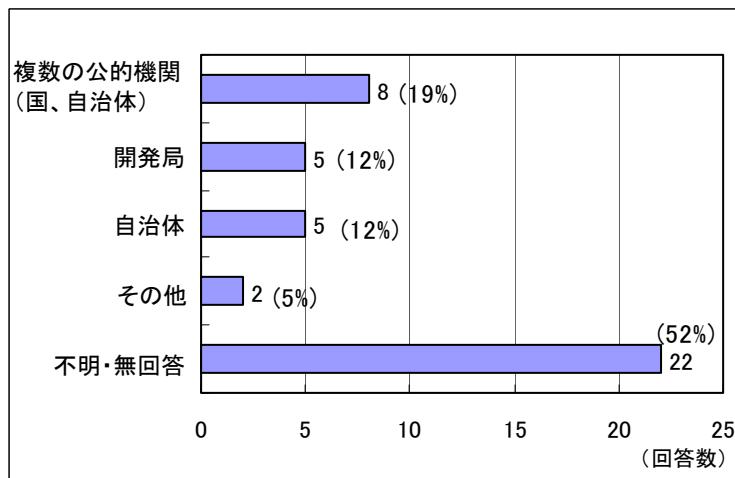
受注調整に「行政も関与した」と回答した企業について、受注調整への関与の時期について調査したところ、過去5年以内まで行政が受注調整に関与していたと回答する企業があった。



(※括弧書の比率は、アで「行政も関与」と回答した42社に対する割合である。以下エまで同じ。)

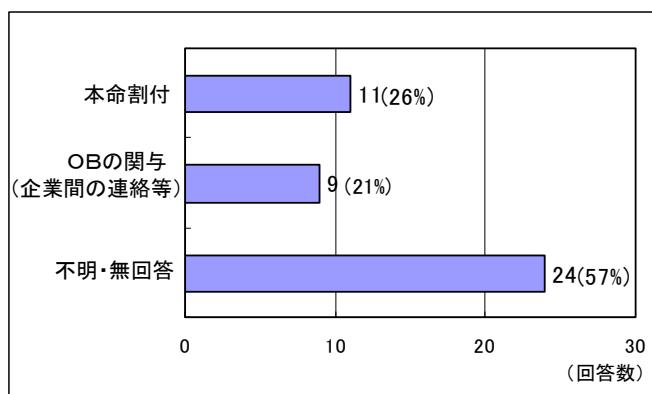
ウ 受注調整に関与した官署等

受注調整に行政も関与したと回答した企業について、受注調整に関与した官署について調査した結果は次のとおりである。過去に摘発された開発局発注工事以外の談合事案について回答しているものも含まれていた。



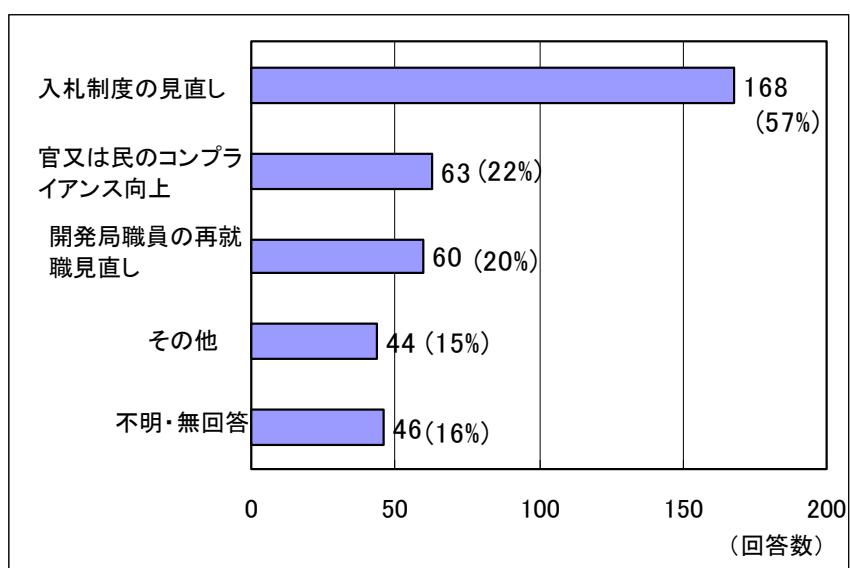
エ 行政側の受注調整への関与の態様（複数回答可）

受注調整に「行政も関与した」と回答した企業について、行政側の受注調整への関与の態様について調査したところ、最も回答が多かったのは「本命割付」であり、各工事の受注予定業者を行政側が予め割り付けるという内容であった。次いで回答が多かったのは「OBの関与」であり、各企業間の連絡等、何らかの役割を果たしているとする内容であった。



④ 再発防止についての提案（複数回答可）

最も回答が多かったのは「入札制度の見直し」であり、総合評価方式の拡大、同方式の評価方法の改善・判定基準の透明化、一般競争の拡大、調査基準価格の引き上げ、地元企業優遇措置の実施、入札参加資格要件の見直し等を内容とするものであった。次いで回答が多かったのが「官又は民のコンプライアンスの向上」であり、官民ともにコンプライアンスを徹底することやペナルティの強化等を内容とするものであった。また、「開発局職員の再就職見直し」については、関連企業への再就職の禁止、早期退職勧奨の見直し、開発局における再就職斡旋・働きかけの廃止等を内容とするものであった。



(※括弧書は、回答があった293社に対する割合である。)

V 技術審査等に関する実態調査結果

1 総合評価結果の調査

(1) 目的

開発局で総合評価落札方式を悪用し、安い価格を提示していわゆる「談合壊し」を試みる業者が落札できないような不正をしたり、元職員を受け入れた業者の評価点を高くして有利に取り計らうなどの操作をしていた疑いがあるとの報道があった。

このため、開発局が総合評価落札方式で発注した工事について、採点の公正性を点検するため、意図的に操作が行われた形跡の有無について、確認を行った。

(2) 調査対象工事

- ① 平成 17 年度から平成 19 年度までの間に開発局が総合評価落札方式で発注した工事のうち、最低価格での入札者以外の入札者が落札者とされた 147 件の工事を対象とした。
- ② ①のほか、裁判において談合が行われたとされた工事のうち、総合評価落札方式で発注された 5 件の工事を対象とした。

(3) 調査方法

厳正かつ公正に調査を実施するために、本調査の対象となった全ての工事（152 件）について以下の 3 種類の属性の者により三重の検証を実施した。

調査者は、工事概要（目的・内容・現場条件等）を踏まえた上で、企業が提出した施工計画（技術提案）書の内容及びこれに対する発注者の採点結果について確認した。

- ① 北海道開発局の他の部門の職員
各工事が属する事業部門以外の事業部門を担当する技術職員。
- ② 地方整備局等他の機関の職員
地方整備局や地方農政局において技術審査を担当する職員。
- ③ 学識経験者
本局入札監視委員会委員（弁護士）、本局総合評価審査委員会委員（大学教授等）及び開発建設部総合評価審査委員会委員（大学教授等）。
(各委員が属する委員会が所管している発注工事以外の工事を担当)

(4) 調査結果

調査を行った 152 件の工事全てについて、意図的に得点を操作した形

跡が疑われる工事はなかった。

2 河川改修工事に係る技術審査業務の外注先調査

(1) 調査の目的

今般の河川改修工事に係る談合事案において、談合を主導した元職員らは、石狩川開発建設部から技術審査業務の一部を請け負っていた（財）北海道河川防災研究センターから当該請負業務を通じて知り得る入札に参加した企業名などの非公表情報を入手したと検察に指摘されている。このようなことが事実であれば、談合の関与及び契約違反（守秘義務違反）の疑義があるため、同センターの業務の実施状況、非公表情情の取扱いなどについて、業務の発注者として受注者に対し事情聴取等を行った。

(2) 調査対象者

（財）北海道河川防災研究センター

(3) 調査の主体及び調査内容

技術審査業務の発注者である石狩川開発建設部が上記（1）の疑義情報を受けて、公正入札調査委員会を開催し、談合情報対応マニュアルに基づき、事情聴取を実施した。

調査内容としては、談合事案の対象となった工事に関する技術審査補助業務の実施体制、非公表情情の管理方法、入札参加者名を漏洩したとされる事実関係、受注者におけるコンプライアンスなどに関して聞き取るとともに、同センターに立ち入り、現地確認調査を行った。

(4) 調査の結果

（財）北海道河川防災研究センターに対して事情聴取を行った結果、既に退職した職員も含めて、技術審査補助業務の担当者等、入札参加者名等の非公表情情を知り得る職員が、その情報を外部に漏洩したという事実は確認できなかった。

技術審査補助業務の実施にあたっては、技術提案書及び業務の成果品の受渡しを、開発局の発注担当者と同センターの担当技術者の間で直接、手渡しで行い、部外者の立入を禁止している同センター内の専用室において、管理技術者と担当技術者のみが業務に従事して行っており、他の職員が入札参加者名等の非公表情情を知り得ないように行われていた。

また、現地確認調査の結果、非公表情情の取り扱いについては、入札参加者名の記載された技術提案書を、長時間席を離れるときや帰宅する場合には施錠されるロッカーに厳重に保管していたほか、審査結果の整理表を作成するためのパソコンは、メール機能のない専用機を使用し、使用者にはパスワードを設定させており、データの持ち出しが出来ないように個人

の電子記録媒体の持ち込みを禁止するなどして、情報管理に細心の注意を払っていた。

なお、今般の事案を受けて、同センターでは、職員に対し情報漏洩など禁止行為を行った場合の懲戒処分、損害賠償請求を厳正に行うとするなどの就業規則について、再度周知徹底を図ったほか、綱紀保持マニュアルを策定し、業務上の機密保持、内部通報制度などを整備している。

3 河川改修工事以外の技術審査業務の外注先調査

(1) 調査の目的

(財) 北海道河川防災研究センター以外の技術審査業務の外注先についても、同様のリスクが懸念されることから、業務の実施状況、非公表情報の取扱いなど、業務の処理体制を把握するため、同様の調査を行った。

(2) 調査対象者

平成 17 年度から平成 19 年度までの間に開発局の技術審査業務を受注していた（財）北海道道路管理技術センターと（財）港湾空港建設技術サービスセンターの 2 法人を調査対象とした。

(3) 調査内容

調査内容としては、審査業務の担当者、実施方法などの業務の実施状況、非公表情報の取扱いなどの情報管理に関して聞き取るとともに、現地確認調査を行った。

(4) 調査結果

各法人に対して聴取した結果、業務の実施にあたっては専用室等で隔離された環境のもとに行われており、担当者以外の職員が入札参加者名等の非公表情報を知り得ないように行われているとされた。非公表情報の管理についても、施錠されるロッカーに厳重に保管されているとされた。

また、現地を確認した際にも、関係書類及び使用パソコンの保管・管理状況を含め適正に行われていた。

第2章 北海道開発局における組織運営及び業務執行の現状

I 北海道開発局における意思の決定及び伝達の仕組

1 北海道開発局の位置付け

開発局は、国土交通省の地方支分部局として設置されており、北海道において国土交通省及び農林水産省（林野庁を除く。）が所掌する直轄公共事業（治水、海岸、道路整備、港湾、空港、農業農村整備、漁港整備等）の実施等を担う機関である。開発局は、国土交通省の所掌する事業については、当該事業を所管する局の指揮監督を受ける。また、農林水産省の所掌する事業については、農林水産大臣が開発局を指揮監督するものとされている。

開発局では、事業横断的・統一的に処理すべき事務については、開発監理部及び事業振興部が処理（横断的事務処理）し、それ以外の個別の事業実施に関する事務は建設部、港湾空港部、農業水産部及び營繕部が処理（部門別事務処理）している。

2 北海道開発局の組織構造

開発局には、札幌に本局が、道内主要都市に本局の下部組織である11の開発建設部が設置されている。

本局は、全道の予算要望を取りまとめて本省に対して要望する企画調整事務など組織全体の統括を行っている。他方、開発建設部長が支出負担行為担当官（本官）として、入札契約の責任者となっており、工事の設計・積算、監督等を含めて、個々の工事の実施は、開発建設部が主体となって処理している。

本局には、局長の下に局次長が置かれ、その下に次表のとおり六つの部が設置されている。

| 部名 | 主要組織 | 主な所掌事務 |
|-------|-----------------------------|--|
| 開発監理部 | 部長、次長（2） 首席監察官 9課3室2官 | 組織、定員、人事、研修、予算・経理、労務 用地、開発計画、事業調整、環境影響評価 会計監査、業務監査 |
| 事業振興部 | 部長、調整官 5課 | 都市行政、住宅・宅地行政、建設産業 工事管理、技術調査・管理 防災、技術開発 |
| 建設部 | 部長、調整官 | 道路・河川の整備・管理 |

| | | |
|-------|--------------|-------------------------------|
| | 8課 | ダムの建設・管理、砂防・海岸の整備 |
| 港湾空港部 | 部長 4課 | 港湾・航路等の整備 空港の整備 |
| 農業水産部 | 部長、調整官 7課 | 用排水施設の整備 農地の整備・保全 漁港の整備 |
| 営繕部 | 部長 6課 1官 | 官庁営繕の計画・実施 |

開発建設部には、部長の下に次長3名と調査官及び技術管理官が置かれ、その下に組織管理や事業実施を担当する課室等が置かれている。次長3名の分担関係は、概ね、総務担当、建設（河川・道路）担当、農業・港湾担当となっている。

3 意思の決定及び伝達の仕組

本局において、全局的な組織管理、施策についての方針変更、新たな取組を行う場合など重要な意思決定を行う場合には、局長以下、部次長・調整官以上で構成される幹部会議の議を経て決定されることが通例である。また、必要に応じて関係課長レベルや関係課内官（企画官等）レベルの会議を設け、問題点を整理した上で、幹部会議での意思決定を求めるが多く行われている。一方、定型的な事務処理に関する意思決定については、配分された事務権限の範囲内で分掌組織の長（部長、課長等）が行っている。

本局から開発建設部に対して重要な指示（本省からの指示を含む。）を行う場合や、全局的な組織管理、施策についての方針変更、新たな取組を行うに際して現場の状況や意見を聴取する場合は、案件に応じて開発建設部長レベル、担当次長レベル、担当課室長レベルの会合が本局により招集され、必要な指示や意見交換が行われている。このうち組織全般や事業全般に関わる重要事項については開発建設部長レベルでの会合で扱われ、特定分野に関わる事項や部長の会合で扱われた案件の詳細な伝達や検討については担当次長レベル又は担当課室長レベルの会合で扱われる例が多い。また、本局からの指示事項に関する検討や相互の意見交換を図るため、札幌開発建設部又は石狩川開発建設部が幹事となって部長レベル、次長レベル等の会合を開催する例もある。なお、このような本局以外が招集する会議に、本局の担当官がオブザーバーとして情報提供・収集や意見交換のために参画する場合がある。

II 北海道開発局における工事発注業務の現状

1 予算要求・工事発注計画の業務プロセス

(1) 概算要求のための資料作成

毎年度の予算要求に向けて開発建設部においては、担当課、事務所が、実施箇所の現状（全体工程を見据えた最適化、用地、関連事業・関係者との調整状況等）を踏まえ次年度の事業内容を検討するとともに、新規箇所について検討状況、地元状況を勘案し要求の可否を検討する。これを、担当次長、部長が確認し、必要に応じて調整の上、開発建設部から本局に対する概算要求のための説明資料を作成する。

本局各事業部は、開発建設部の概算要求のための説明資料に基づきヒアリングし、シーリング、施策の優先度、全道の事業の優先度等を勘案して調整したうえで、開発局として本省に対する概算要求のための資料を作成する。

(2) 実施計画

本局各事業部は、財務省内示に基づく本省の指示を受け、開発建設部に実施計画案の検討を指示する。ただし、事業によっては、内示段階で箇所別予算額が確定していたり、本省が箇所別の予算額を設定することにより、実施計画案の検討が不要なものもある（ダム事業、農業事業）。

これを受け、開発建設部の担当課、事務所は、箇所毎に実施内容を検討する。これを、担当次長、部長が確認、必要に応じて調整の上、本局に報告する。

これを、本局各事業部が確認の上、その具体的な内容を本省に説明する。

本省は、開発局の実施内容案を確認し、必要に応じて調整を行った上で、財務大臣の承認を経て、実施計画が確定する。

(3) 工事発注計画

実施計画とともに開発建設部の担当課、事務所が工事発注計画（工事内容、発注時期、発注方式等）案を検討し、担当次長、部長が確認、必要に応じて調整のうえ工事発注計画を決定する。

2 工事発注の業務プロセス

開発建設部において行われる工事発注のプロセスは次のとおりである。

(1) 工事発注計画の公表

事務所で工事発注計画資料を基に発注の見通しを作成し、開発建設部担当課、担当次長が確認し、開発建設部契約課が取りまとめ、部長決裁後にホームページに掲載する。

(2) 設計・積算

事務所の積算担当者が工事発注図面を作成し、これに基づき数量の取りまとめ及び工事費を積算する。事務所及び開発建設部事業担当課で工事費の積算内容の審査を行い、担当次長が工事費の積算内容の確認を行い、予定価格及び調査基準価格を算出する。

部長は、内容を確認した上で予定価格調書の作成を行う。予定価格調書を作成する基となった設計書については、入札が終了するまで担当次長が保管する。

(3) 入札・契約

総合評価落札方式による入札・契約手続き

① 技術審査会（1回目）

開発建設部の担当次長、技術（調整）管理官、契約課長、工事検査官、工事担当課長と工事担当事務所長が構成員となっている技術審査会で、担当次長が責任者となり、競争参加資格要件、総合評価の評価項目・配点等（案）の審査を行う。

② 入札・契約手続運営委員会（1回目）

①の技術審査会で出された結果について、部長、次長3名を委員とする入札・契約手続運営委員会において審議を行い、競争参加資格要件等を決定する。

③ 入札公告・競争参加資格の確認

②の委員会の決定内容に基づき、入札公告等の手続きを行い、入札参加希望者から提出された競争参加資格確認申請書及び技術資料に基づき、開発建設部契約課及び開発建設部工事担当課において、競争参加資格の確認を行うとともに工事実績等の審査、技術提案の評価を行なう。

④ 技術審査会（2回目）

③で行った競争参加資格の有無及び技術提案の評価結果が適正であるか否かについて審査を行う。

⑤ 入札・契約手続運営委員会（2回目）

④で行った競争参加資格の有無及び技術評価の審議を行い、競争入札参加者及び技術評価点等を決定する。

⑥ 競争参加資格確認結果の通知・入札・契約

⑤の委員会の決定に基づき、開発建設部契約課で入札参加希望者に競争参加資格確認結果の通知等の事務手続を行い、入札を執行した後、落札者と契約の締結を行う。

Ⅲ 北海道開発局における人事管理及び再就職管理の現状

1 人事管理に関する現状

旧北海道開発庁は、百名程度の内部部局（本庁）と数千名の地方支分部局（開発局）により構成されていたことから、採用から退官までの職員の人事管理は、総じて地方支分部局内で行われてきた。

また、旧建設省、旧運輸省及び農林水産省所管事業の事業区分別に人事管理が行われてきたことから、旧北海道開発庁に採用された技術系職員は、採用時において、試験区分又は事業別に細分された、河川、道路、港湾、農業、營繕、機械、電気通信のいずれかの部門に属し、以降退官するまで、一貫して部門毎に人事管理が行われてきたところである。

このため、人材育成等の観点から、本省、他府省及び他機関への出向や他部門の業務経験を経る場合はあるものの、基本的には、所属部門が管理するポストを中心に配置されており、勤務地においても大半が北海道内の異動となっている。

現在、開発局の幹部職員（課長相当職以上）60名のうち15名が、また、開発建設部の幹部職員（次長相当職以上）44名のうち4名が、他機関からの人事交流で配属されており、その割合はそれぞれ25%、9%となっている。

2 再就職管理に関する現状

開発局職員の退職管理については、法令等に基づく再就職に関する事務手続きを除き、再就職先からの人材情報の照会対応から適任者（再就職候補者）の人選等に至るまでの事務処理を部門毎の人事担当課が実施してきた経緯がある。

開発局における最近の退職者状況については、平成18年から平成20

年11月までの退職者数は510人となっている。このうち、定年退職者は230人、勧奨退職者は180人であり、勧奨退職者は、退職者全体の約35%を占めている。なお、上級職採用試験に合格して採用された職員については、定年退職した者はいない。

また、勧奨退職者の再就職状況については、人事院の承認を得て営利企業へ再就職した者は29人であり、それ以外の者は承認を必要としない営利企業や公益法人等に再就職している。

なお、勧奨退職者の平均年齢は、平成10年の56.3歳から、上昇傾向にあり、平成20年には58.2歳となっている。

IV これまでの談合防止への取組状況

1 港湾事業への取組状況

平成14年に港湾事業が発覚したことを踏まえ、①従来、開発局内に限られていた開発建設部長及び次長の人事について、全国的な視点での人事配置を促進する、②各地方建設業協会及びそこに在職する元開発局職員に対し、各開発建設部と各地方建設業協会の間の不適切な関係の根絶を図るため、元職員の各協会からの退職について要請する（平成15年8月末までに元開発局職員全員が退職）、③各開発建設部に入札契約事務の執行状況を監視する第三者機関（入札監視委員会）を設置（平成14年12月末までに全開発建設部に設置）する等の措置を講じ、開発局では現在もその取組を継続している。

2 その後の対策への取組状況

その後、国土交通省では、平成17年に国土交通省直轄の橋梁上部工事の発注に関する談合事業、平成19年には水門設備工事に係る入札談合事業、平成20年には地方整備局発注工事を巡る不正行為事業の発生を受け、各般の再発防止対策を講じてきた。

開発局においても、これらの再発防止対策の実施を進めているが、特に幹部職員を対象とした業務内容や職責に対応したきめ細かいコンプライアンスに関する研修や入札契約の過程における監視強化等、対策の一部に実施されていないものや不十分なものがみられた。

第3章 背景・原因に関する考察と改善の方向性

本事案の調査結果及び開発局の現状を踏まえて今般の事案が発生した背景・原因について考察し、改善の方向性について検討した結果については、以下のとおりである。

なお、ここでの考察については、裁判での指摘と関係者の供述を踏まえ、入札談合の再発について考え得る限りのリスクに対応した改善の方向性をまとめたために行ったものである。

I 動機

1 動機全般

今般の農業土木工事及び河川改修工事に関する事案では、事案によって関わった者の立場や役割に相違はあるものの、工事情報の収集、割付、情報伝達という一連の過程において、開発局の農業及び河川部門の幹部職員（大半が国家公務員採用試験上級（甲）に合格して旧北海道開発庁に採用された者）と民間側の元職員（いずれも建設会社に再就職していた開発局の農業及び河川部門の元幹部職員）が連携して関わっていた。

両事案に関与した者は、自らの行為の違法性を認識しつつ関与していた。法を犯してまでこのような事案に関与した動機として、農業土木事案及び河川改修事案の裁判では、職員の再就職先の確保が大きな部分を占めていたと指摘されている。また、道内の中小建設会社や地域経済等を守ることと、建設会社に再就職している元職員の待遇等を維持することも動機として指摘されている。

これらを踏まえて、関係者からこのような談合行為に関与した動機についてさらに事情聴取を行った結果をまとめると以下のとおりである。

- (1) 退職した先輩・同僚等の再就職先の確保や道内建設業者の共存共栄のために役立っており、自己の利益を図るものではないことから許されるのではないかと考えたこと。
- (2) 在職中苦労を共にした先輩・同僚が再就職先の企業において肩身の狭い思いをしないように配慮する必要があるのではないか、また、やがては自分もその世話になることもあるのではないかと考えたこと。
- (3) 落札価格が多少上がったとしても、地場の企業の保護育成、地域の防災、円滑な建設工事の実施や品質の確保に資していると考えたこと。
- (4) 前任者もってきたことであり、就任したポストに内在する仕事の一部であり、また、断ると仲間内から白眼視されるので、やりたくない

が仕方がないと考えたこと。

- (5) 港湾部門では発覚したが、自分たちの部門では発覚しておらず、また、より発覚し難い手法に変更したので見つかることはないのではないかと考えたこと。

2 再就職先の確保

今回の談合事案の背景・原因のうち北海道や北海道の建設業界の特殊事情について調査対象者への事情聴取や企業アンケートから得られた情報をまとめると、談合を主導した者は、職員の再就職先の確保という点を意識して行っていたことが判明した。一方で企業が開発局職員を受け入れる目的としては、開発局職員の技術力や知識経験を重視するという点を挙げている企業が大多数であった。

3 業界秩序の維持

2と同様に事情聴取や企業アンケートから得られた情報をまとめると、公共事業への高い依存度、建設会社数の過多に起因する競争の激化のほか、安定的受注を望む意識、官依存の意識、共存共栄意識の強さなどが挙げられている。このような背景から、談合を必要悪として容認する考え方方が事案に関与した職員・元職員や一部の企業にあるものと考えられる。

談合を必要悪として受け入れるような考え方については、官民を通じて払拭しないかぎり、同じ過ちを繰り返すことが懸念される。

4 改善の方向性

- (1) 再就職先の確保が官製談合の目的とならないよう、開発局側からの働きかけで職員を斡旋し業界に送り出すことは止めて、建設業者が必要とする場合に限り、公務員制度改革に基づく新たな制度の下で節度ある対応をするように再就職のあり方を見直すこと。
- (2) 道内建設業界の一部に見られる談合本質を改善するとともに、地域経済の健全な発展方策を検討すること。
- (3) 職員、元職員及び業界を通じて綱紀保持及びコンプライアンスの徹底を図ること。

II 北海道開発局における業務管理及び人事管理

1 組織的な官製談合の発生に関する考察

上記で考察した「再就職先の確保」と「業界秩序の維持」との動機が、他の要因とどのように関係することによって、組織的な談合が開発局で繰

り返されたのかという点を以下で考察する。

農業土木事案の場合をみると、農業部門において人事管理と事業執行の責任者という立場にあった旧北海道開発庁採用又はこれに準ずる程度に開発局勤務が長かった幹部職員が、農林水産省出身の幹部職員などを除外した会合等を通じて現場の責任者である開発建設部の農業担当次長等を巻き込み、秘密裏に割付に必要な情報の収集や入札参加業者に関する情報伝達を組織的に行ってはいたと指摘されている。港湾事案後、割付を再開した当時の農業水産部長は自分自身以外の現職職員は関与しない形態で再開したが、それを農業設計課長が引き継いだ後、関係者を拡大させたと考えられる。さらに、再開後は、全道の農業担当次長等から通常の業務執行の方法との判別が困難な手法で情報提供をさせ、徐々に組織的な違法行為に引き込むことによって仲間内からは告発することを躊躇するような状況を生み出していったのではないかと考えられる。

河川改修事案の場合をみると、北海道における河川改修事業の約半分が石狩川開発建設部管内に集中しており、石狩川開発建設部が談合の舞台となつたものと考えられる。しかし、石狩川開発建設部長以外には、本局の事業執行責任者や人事責任者が談合には関与していなかつたことから、他の開発建設部を含めて組織的に関与者が拡大することはなかつたと考えられる。この事案においても、部門の元職員との密接な関係を基盤に再開し、関係者を絞り込むことによって、同一部門内の者にすら関知されないよう、より発覚し難い方法が考案されていたと考えられる。

また、どちらの事案でも国土交通省が講じた累次の再発防止対策を熟知した幹部職員が、自らの地位を利用して情報収集、情報漏洩を繰り返しており、開発局の入札契約事務における事務処理のプロセスや情報管理にも問題があつたといえる。

以上より、北海道という地域に密着し、かつ、専門分野に特化した閉鎖的な業務運営と人事管理を長年にわたつて継続してきた結果、退職後を含めて濃密な人的関係が形成され、違法な行為でも仲間内だけで秘密裏に行うことが可能となつていたと考えられる。

2 官製談合を根絶できなかつた業務運営と人事管理に関する考察

開発局における事業実施については、横断的事務処理と部門別事務処理を比べると後者の占める割合が高く、その結果、組織運営や人事管理の面でも事業の種類毎に長年にわたつて形成されてきた「河川部門」、「道路部門」、「港湾部門」、「農業部門」とよばれる「部門別」の管理が主流となつていた。また、開発局幹部職員の構成をみると、省庁再編前の旧北海道開

発庁に採用された技術系上級職職員がその中核をなしている。これらの幹部職員のキャリアパスをみると、本省庁や道外他機関で勤務する機会はあるものの、多くは開発局のある北海道内の勤務であり、また、退職後についても北海道内で再就職している者が大半である。この結果、現職職員だけでなく元職員も含めて濃密な関係が築かれやすく、強い仲間意識が存在しているものと考えられる。こうした事情が今回の事案においても、ごく少数の限られた開発局幹部職員やその経験者らによって発覚することなく続けられることとなる温床になっていたと考えられる。

開発局では、港湾事案を契機として、国土交通省から開発局の人事や工事発注事務の改善等に関する指示がなされ、従来の方法での割付や伝達を行うことが困難となった。しかしながら、前述の仲間意識を基盤として、開発局幹部職員と元職員等が協力して別の方法を考案することにより今回の事案が再開されたものと考えられる。

3 改善の方向性

- (1) 濃密な関係にある一部の幹部職員や元職員の間で違法な行為が行われないよう、意思決定過程において属性の異なる者によるチェックが働く仕組を強化し、部門の幹部職員による専横を許さない環境を整備すること。また、専門分野に特化した部門別的人事管理から生ずる問題に対応する措置を講ずること。
- (2) 今般の事案で明らかになった割付案の作成や情報漏洩の手法を踏まえ、業務プロセスの改善と情報管理の徹底を図ること。
- (3) 現職職員と受注企業等に在籍する元職員との関係を適正化し、襟を正すための措置を講ずること。

III これまでの再発防止対策への取組

1 再発防止対策が不徹底であったことに関する考察

平成14年に発覚した港湾事案については、当時、非常に大きな衝撃をもって受け止められ、徹底した事実関係調査を行い、万全の再発防止対策を講じたものと考えられていた。にもかかわらず、今般の両事案が再び繰り返されたことは、重大な問題である。

では、何故、組織的な官製談合が再び繰り返されたのか。港湾事案に関する当時の報告書を再度検証すると、不適切な行為の態様やその関与者については詳細に述べられているが、職員の再就職問題や業界秩序の維持のような動機の究明・考察については記述が不十分であった。この結果、地方建設業協会に在籍していた元職員が開発局と企業との間の情報連絡役と

なっていたことを踏まえて、これらの元職員の当該協会からの退職を要請するといった当該事案に特化した受注調整の手法を阻止する措置等にとどまってしまった。これらは対症療法としては効果があったと考えられる。その一方で、背景にあった動機が取り除かれていなかったため、別の手法が考案され、再び官製談合をより発覚し難い方法で再開してしまった部門があったと考えられる。

また、港湾事案では割付を行っていた元港湾部長に退職金の一部返納を求めるなど、厳しい態度で臨み、このような結果をみれば再び違法行為に手を染めるようなことを考える幹部職員はいないだろうとの思い込みがあったため、これを取り締まる側にも油断があったといわざるをえない。しかしながら、港湾以外の開発局における他部門（元職員を含めた広い意味での部門）の中には、自らの問題として省みることなく、また、その後の談合事案を受けて講ぜられた各般の再発防止対策をかいくぐるものがあった。このように新たな受注調整の方法を幹部職員自らが考案するなど、再発防止対策を形骸化させ、違法行為をも実行していたことをみると、一部幹部職員や元職員の法令遵守意識、公務員倫理が著しく欠如していたといえる。

さらに、検証の結果、国土交通省全体で講じてきた港湾事案以降の談合事案を踏まえた再発防止対策の一部について、開発局では一度は実施したが徐々に取組が不十分となってしまったものや未実施のものがあった。このことは、時間の経過とともに再び組織的な官製談合が起こることはないだろうとの油断や思い込みが開発局の中にあり、また、地方整備局等で生じた事案については他人事と考えて不徹底であったのではないかと考えざるをえず、組織として受け止め方が不十分であった面は否定できない。

2 改善の方向性

各般の再発防止対策の実効性は、それを受け止め実行する職員一人一人の意識にかかっている。このため、今回の談合事案の教訓を生かし、職員の意識改革を進めるとともに、以下のとおり、各般の再発防止対策について徹底を図る必要がある

- (1) 特に幹部職員に対し、法令遵守意識の向上、公務員倫理の徹底など、意識改革に向けた取組を推進すること。
- (2) 入札談合に関する不正行為防止のための専担組織を整備し、抜き打ち監査を実施するなど、部門の幹部職員が再発防止対策を形骸化させないような取組を推進すること。
- (3) 各般の再発防止対策の徹底と取組状況について定期的なフォローア

ップを図ること。

第4章 再発防止対策

上記の考察及び改善の方向性を踏まえた再発防止に向けて、下記のとおり、開発局の内部統制及びコンプライアンスの強化、職員の再就職に関する措置及び開発局を取り巻く環境の改善に関する措置を講ずることとする。

I 北海道開発局における内部統制及びコンプライアンスの強化

1 幹部職員等の人事配置の見直し

今後、開発局の幹部職員や元職員の間で違法な行為が行われないよう、意思決定過程において属性の異なる者によるチェックが働く仕組を強化するため、以下の措置を講ずる。

(1) 省庁間交流・部門間交流の拡大

今般の事案、特に農業土木事案の場合では、農業部門における人事管理と事業執行の責任者や農業部門において他の開発建設部を主導している札幌開発建設部の農業担当次長という立場にあった旧北海道開発庁採用又はこれに準ずる程度に開発局勤務が長かった幹部職員が、農林水産省出身の幹部職員などを除外した会合等を通じて現場の責任者である各開発建設部農業担当次長等を巻き込み、秘密裏に割付に必要な情報の収集や入札参加業者に関する情報伝達を組織的に行っていった。このことを踏まえ、組織の統制や発注に関する幹部職員の配置については、他省庁出身者や他部門の視点を加えることでチェック機能を高めるため、交流の拡大と人事配置の工夫を行う。

具体的には、本局及び開発建設部における意思決定過程で重要な役割を果たしているそれぞれの幹部会議等や本局と開発建設部との間の意思伝達・情報交換過程で重要な役割をはたしている部長会議、担当次長会議を構成する者の配置について、旧北海道開発庁採用の同一部門の者だけで構成されることがないように留意して、交流の拡大と人事配置の工夫を図ることとする。また、開発局において全道の事業を統括又は主導するポストにある本局の部長、調整官及び事業総括課長（各部門においてそれぞれの事業実施又は人事管理を統括し、開発建設部を指揮監督している課長をいう。）並びに札幌開発建設部又は石狩川開発建設部の部長及び担当次長（以

下これらを総称して「部門統括ポスト」という。) の全てを旧北海道開発庁採用の同一部門の者で占めることがないように留意して、交流の拡大と人事配置の工夫を図ることとする。さらに、このような考え方に基づき配置した者が重要な意思決定の過程から排除されないよう、業務運営の方法について留意する。

また、部門統括ポスト及びこれに準ずる幹部ポストについては、3年以上同一の職にとどまらないこととする。

さらに、国家公務員採用試験上級(甲)又はI種に合格して旧北海道開発庁に採用された職員については、北海道に偏在しがちな人事配置の是正を図り、全国的な視点から本省、地方整備局等道外機関への人事配置を促進する。

(2) 事業の責任者と人事の責任者の分離

部門の幹部職員が「職員の再就職先の確保」という動機から再び官製談合に関与するがないようにするためにには、一人の者に事業決定と人事管理に関する業務を集中させないことが重要である。

このため、各部門に委ねていた技術系職員の人事管理に関する対応について、開発局開発監理部で一元的に処理することとする。

(3) 北海道開発局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今般の事案に関与した職員及び元職員は、開発建設部の担当次長等のときから官製談合に関与し、その後、開発局等の幹部職員に昇進していたことを踏まえ、今後、開発局の幹部職員については、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

2 入札契約業務のプロセスの見直し

今般の事案で明らかになった割付案の作成や情報漏洩の手法を踏まえ、業務プロセスの改善と情報管理の徹底を図るため、以下の措置を講ずる。

(1) 入札契約における業務分担の見直し

これまででは、開発建設部の事業担当次長に工事に関する権限が集中しており、このことが、次長が関与することによって官製談合を他の者には内密に行うことを可能としていた。このため、開発建設部の事業担当次長が責任者となっていた技術審査会について、当該次長を技術審査会の構成員とせず、部門横断的な立場にある技術管理官が全事業に関する技術審査会

の責任者として一元的に管理する。このことにより、設計・積算部門と技術審査部門を分離する。

（2）競争性の一層の向上

原則、全ての一般土木工事について一般競争入札に移行するとともに、工事難易度を勘案しつつ直近上下ランクへの競争参加機会を拡大することとし、併せて価格以外の多様な要素が考慮された競争を行うことで、談合が行われにくい環境を整備する。

（3）情報公開の徹底と機密情報管理体制の厳格化

① 情報公開の徹底

入札契約に係る公開すべき情報の開示については、今後とも徹底して行うこととする。

② 予定価格等の機密情報の徹底管理

予定価格の漏洩を防止するため、予定価格の決定を入札書提出以降に行う取組を試行することとし、その予定価格を決定するための工事費積算書の出力については、工事費積算システムを改良して利用者権限の規制を行い、全体工事費を出力できるのは管理職員（開発建設部は次長、事務所等は所長）に限定する。

また、入札説明書等のダウンロードシステム（電子入札システムを利用し、入札参加希望者が入札説明書等をダウンロードするシステム）についても開発局において本システムよりダウンロードした企業名についての情報に接することができる者を制限し、入札参加者に関する機密情報を徹底管理する。

③ 総合評価に係るマスキング及び事後審査方式の導入

入札参加業者名の漏洩を防止するため、総合評価（簡易型及び標準型の一部）の入札において提出された技術提案書の企業名等を伏せるマスキングを施した上で、入札後に技術審査を行う取組（以下「事後審査方式」という。）を試行し、業務量の増大とその効果について検証する。

また、総合評価における技術審査業務の外注に当たっては、入札後に企業名等を伏せた技術資料を外注先に交付して審査補助業務を実施させることを試行することにより、外注先からの入札参加企業名等の機密情報の漏洩を防止する。さらに、契約時に機密情報を外部に漏洩しない旨の誓約書の提出を求め、当該誓約に違反して機密情報を漏洩した場合にはペナルテ

イを加重することとする。

(4) 談合・不正に係る疑義案件に係る調査の徹底

談合情報があった場合に加え、談合・不正に係る疑義案件の類型化を行い、該当するものについて、公正入札調査委員会で審議する。その結果は、入札監視委員会に報告するとともに、公正取引委員会に通知する。

3 職員（特に幹部職員）に対するコンプライアンスの強化

職員、特に幹部職員の綱紀保持及びコンプライアンスの徹底を図るとともに、現職職員と受注企業等に在籍する元職員との関係を適正化するため、以下の措置を講ずる。

(1) 職員（とりわけ幹部職員）の意識改革の徹底

今回の事案に関与した幹部職員は、いずれも自らの行為の違法性を十分認識しつつ関与していた。彼らは、発覚すれば自身が法的・社会的に糾弾され、家族にも惨めな思いをさせることになるにも拘わらず、職員の再就職先の確保や業界秩序の維持を図ることを優先して、このような談合行為に関与したと分析される。また、農業部門の統括責任者からの指示により組織的な官製談合に関与させられこととなった者の中には、違法な行為に関わることについて葛藤しながらも直属の上司等に相談することもできずにいた者がいるなど、職場での風通しの悪さが助長した面もある。さらに、落札価格が多少上がったとしても、地場の企業の保護育成、円滑な建設工事の実施や品質の確保に資していると考えることにより自己を正当化するなど法令遵守意識、公務員倫理が著しく欠如していた。一方で開発局の幹部職員として、地域経済の発展や地場企業の保護育成を図るために、「談合」という違法な手段ではなく、適切な施策の企画立案・推進を図ることが求められ、このような視点に立脚した意識改革の徹底が求められる。

このため、今般の入札談合事案を踏まえ、開発局の幹部職員に対しコンプライアンス研修の受講を義務付け、当該研修において幹部職員の言動が部下職員や社会に与える大きな影響、適切な施策立案の社会的意義や着実な施策推進によって培われる行政への信頼、施策の誤りがもたらす社会的影響と信用の失墜などについて受講者間での討論を通じて意識改革の徹底を図る。また、開発局職員に対して、様々な訓示、職場ミーティング等を通じて今回の事案の内容と対策の周知やコンプライアンスの徹底を図

るとともに、上司部下の間で十分にコミュニケーションを深めて風通しの良い職場環境づくりを図るなど、違法な行為の防止や早期発見への地道な努力を重ねることとする。この取組を通じて、談合などの違法行為を自ら行い又は関与することは、犯罪者や非違行為者として処罰・処分されるにとどまらず、家族、同僚、友人などとの絆やそれまで築いてきて将来を支えるはずであった経済的基盤を失うなど深刻な事態をもたらすことを徹底する。特に開発局長や開発建設部長は、組織の統括責任者として、この趣旨の徹底に大きな役割を果たしていくこととする。さらに、毎年度、幹部職員等に法令を遵守する旨を宣誓させるとともに、幹部職員は部下職員に対しても、法令を遵守する旨を宣言することにより、職員全体へのコンプライアンス意識の徹底を図る。

(2) 受注企業・受注公益法人の役職員との適切な関係の確保

開発局の幹部職員や発注担当職員と開発局発注の工事又は業務を受注している企業及び公益法人の役職員との適切かつ透明な関係を保つため、事前のアポイントメントの徹底等により来訪者管理を強化する。また、執務室のあり方を見直すなど幹部職員等の執務環境の透明化を図る。

4 監察機能の拡充・強化

入札契約に関する不正行為防止のための専担組織を整備し、抜き打ち監査を実施するなど、幹部職員が再発防止対策を形骸化させないよう監察機能を強化するため、以下の措置を講ずる。

(1) 監察体制の拡充・強化

今般の官製談合が本局や開発建設部の幹部の主導の下に行われていたことを踏まえて、開発局における監察業務の機能強化を図る。特に、入札契約業務に対する監視体制の抜本的強化を図るため、開発局に入札契約を専担して監察するための組織を拡充する。監察の手法については、本局や開発建設部における発注業務について、関係職員に報告徴収、資料提出を求め、事務室や工事現場等に立入検査を行い、業務の執行について改善勧告を行うこととする。

また、開発建設部、事務所等を対象にした入札契約に関する内部監査については、計画的に重点監査テーマを設定し、2年程度で開発建設部を一巡するよう抜き打ち監査等を実施する。特にコンプライアンス徹底の観点から、幹部職員に対して面談等による内部監査を重点的に実施する。さら

に、定期的に監察の状況をとりまとめ、公表する。

(2) 通報制度の拡充・強化

① 内部通報制度等の運用の徹底

内部通報制度及び外部からの不当な働きかけ防止に係る報告及び公表制度について、開発局職員に対する一層の周知徹底を図る。併せて、外部からの不当な働きかけ防止に係る報告及び公表制度について、元職員及び建設業界に対して周知徹底を図る。

また、現在は本局の監察官と開発建設部の総務課長に固定している対応者を事案に応じて柔軟に対応するなど、通報窓口の拡大を図る。

② 談合情報に係る通報窓口の設置

今般の事案に関する事実関係調査の一環として実施した企業アンケートにおいて、回答の際に匿名性を確保するための措置を講じたことにより、これまで各企業が受注調整に関与したことについての情報が寄せられた。このことを踏まえ、今後とも入札談合に係る端緒情報を広く収集できるようにするため、匿名での通報も可能な窓口を本局及び開発建設部のそれぞれに設置するとともに、ホームページ上に専用メールボックスを設置する。

5 内部統制及びコンプライアンス強化計画の策定

I の 1 から 4 に掲げる各般の取組の実効性を確保するため、開発局における内部統制及びコンプライアンス強化計画を平成 21 年 2 月までを目途に策定して具体的な実施内容と実施工程を明確化し、公表する。

開発局長は、毎年度、当該計画の実施状況等について、本局及び開発建設部の各部長から報告を徴収し、その内容について第三者の参画を得て評価し、必要に応じて改善指示を行う。また、これらの結果をとりまとめて公表する。

6 損害賠償請求に関する厳正な対処

事実関係の調査を受けて、引き続き損害賠償請求に係る調査を行い、その結果に基づき厳正に対処する。

II 北海道開発局における職員の再就職のあり方の見直し

再就職先の確保が官製談合の目的とならないよう、開発局職員の営利企業等への再就職については、昨年の通常国会で成立した改正国家公務員法に基づき設置される中立、透明な仕組を有する官民人材交流センターを通じた再就職の支援に移行することにより、開発局が営利企業との間で職員の再就職の斡旋に直接関与しないこととなる。

具体的には、これまで開発局では、営利企業等が希望する人材情報の照会を当該企業が各事業部門の人事担当者に申し出、その情報を基に当該部門において関係職員との調整を行った上で適任者の人選を行い、その結果について開発監理部等の審査を経て、当該照会を行った企業に各事業部門の人事担当者から人材情報を提供するという事務処理が行われてきた。新制度の下では、これまでのような営利企業等と職員の間における橋渡しの役割は官民人材交流センターに置き換えられ、職員の再就職のために官製談合を再び行おうという動機との関係が排除されることとなる。

また、これまで各事業部門毎に行われてきた再就職を含む職員管理については、本局開発監理部で一元的に実施することとし、公正・透明な再就職の実現を図ることとする。

III 北海道開発局を取り巻く環境の改善

1 健全な地域発展施策・業界振興施策の推進

北海道の建設業界が健全な地域発展に貢献するための方策を確立するため、北海道局に有識者による委員会を設け、平成21年夏までに関係施策パッケージのとりまとめを行う。

検討に当たっては、例えば、

- (1) 北海道の建設業者が、真に主体的で自立的な企業活動をしていくことができる環境を整備すること
- (2) 北海道の建設業者の能力・経験や地域貢献実績等が正当に評価されるような仕組みを整備すること
- (3) これらを通じて、魅力と活力ある地域社会の形成に貢献する主体としての道内建設業界の今後の役割のあり方を検討すること等を項目とすることが考えられる。

2 北海道開発局及び建設業界を通じたコンプライアンスの強化

（1）厳しいペナルティの内容の周知

入札談合に係る法令違反行為を行った場合、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、官製談合防止法等に基づく処罰、処分が下されるごとに加え、職員に対しては、懲戒処分（随伴効果として、一定の資格取得制限、退職手当、年金、期末・勤勉手当の減額、昇格・昇給の制限などを伴う場合がある。）及び損害賠償請求等を、業者に対しては、営業停止処分、指名停止措置及び損害賠償請求（違約金請求を含む。）等を課すなど、厳正に対処する旨を周知する。

（2）北海道開発局及び建設業界の協働によるコンプライアンスの強化に向けた取組

今般の事案を受けて実施した企業アンケートの結果、北海道の建設業者の一部では談合を必要悪として容認していることが明らかになった。今後、このような考え方を払拭するにとどまらず、高い技術力を發揮して高品質の工事を施工できるような企業努力を重ねることが、顧客の確保、企業価値の上昇、地域発展への貢献などに繋がることについての理解を官民で共有することが重要である。

このため、開発局及び建設業界の協働によって官民を通じたコンプライアンスの強化に向け、シンポジウムや研修会等をはじめとする啓発普及のための具体的な取組を実施する。

また、開発局は、発注者綱紀保持マニュアル、外部からの不当な働きかけ防止に係る制度、公益通報制度・窓口等についてポスター等の作成により、その普及啓発を図る。さらに、元職員及び建設業界等に対し今般の事案を踏まえた開発局の取組に関する説明会を開催するとともに、元職員及び建設業界におけるコンプライアンス強化に関する要請を行う。

これらの取組については、企業の社会的貢献の重要性やその具体的な事例の紹介など前向きな内容についても積極的に普及に努めることとする。